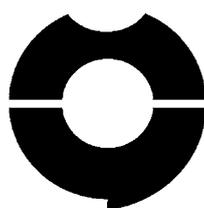


三宅町公共施設等総合管理計画



令和 4 年 3 月改訂

奈良県 三宅町

目次

I 公共施設マネジメント	1
1. 三宅町公共施設等総合管理計画の位置づけ.....	1
2. 公共施設マネジメントの必要性.....	2
3. 公共施設等総合管理計画で対象とする施設.....	2
II 町勢概要	4
1. 町の概況・沿革.....	4
2. 市街地と地区区分.....	5
3. 人口と世帯.....	6
4. 財政・行政運営.....	10
III 公共施設の現状と分析・評価	14
1. 建築物.....	14
2. 道路.....	18
3. 橋梁.....	19
4. 上水道.....	20
5. 下水道.....	21
6. 公園.....	22
IV 施設分類別の現状と分析	23
1. 学校教育施設.....	23
2. 生涯学習等施設.....	25
3. 保健福祉施設.....	27
4. 公営住宅.....	29
5. 庁舎等.....	30
6. その他.....	31
V 将来の更新等費用の試算	33
1. 更新等費用の試算.....	33
2. 更新等費用の試算方法.....	33
3. 公共施設（建築物）に係る更新等費用の試算.....	36
4. 公共施設（インフラ）に係る更新等費用の試算.....	37
5. 公共施設（全体）に係る更新等費用の試算.....	37
6. 長寿命化による効果額.....	38
VI 課題の整理	39
1. 町勢概要等からみた公共施設に関する課題.....	39
2. 公共施設全体の状況からみた課題.....	40
3. 町民意向からみた課題（平成 28 年度町民アンケート）.....	42
4. 施設用途別（建築物）の課題.....	43
VII 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	47
1. 基本的な考え方.....	47

2. 計画期間.....	48
3. 基本方針.....	48
VIII 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	53
1. 公共施設全体の管理に関する基本的な方針.....	53
2. 施設類型ごとの基本的方針.....	54
IX 計画の推進にあたって.....	56
1. 計画の推進方針.....	56
2. フォローアップの実施方針.....	57
資料 1. 対象とする施設の棟一覧.....	58

I 公共施設マネジメント

1. 三宅町公共施設等総合管理計画の位置づけ

本町が所有する公共施設等は、これから大量に更新時期を迎えます。これは、全国の自治体も同様の状況であり、平成 25 年 11 月にはインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において「インフラ長寿命化基本計画」が示されました。また、平成 26 年 4 月には各地方公共団体が所有する公共施設等の全体状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これらを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする「公共施設等総合管理計画」の策定を行うよう総務省が各地方自治体に要請をしています。

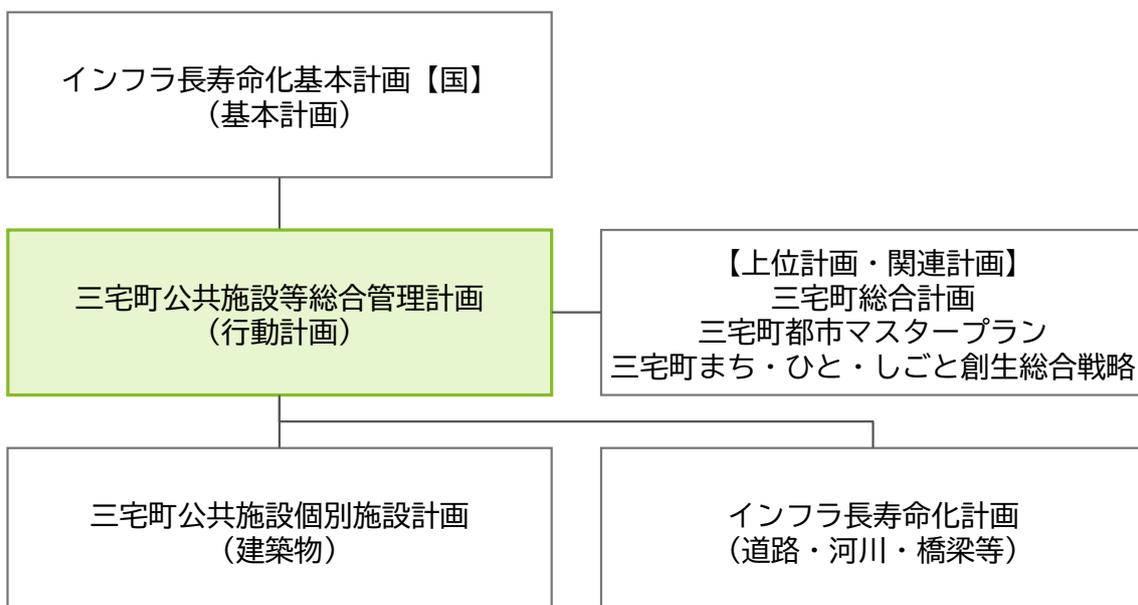
本町においても、公共施設等の全体像を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

三宅町公共施設等総合管理計画は、公共施設等の管理に向けた各種方針を定め、今後、町が公共施設の整備や再編を推進するための指針として策定します。

これまでの計画策定及び改訂の履歴は下表のとおりです。

時期	改訂履歴
平成 29 (2017) 年 3 月	・ 計画策定
令和 4 (2022) 年 3 月	・ 総務省令和 3 年 1 月 26 日付通知「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき更新 ・ 三宅町公共施設個別施設計画の策定による見直し

【三宅町総合計画、総合管理計画及び個別施設計画の関係】



2. 公共施設マネジメントの必要性

全国的な動向として、地方自治体では高度経済成長期に一齐に整備した学校や集会施設等の公共施設の老朽化が進み、建替えや改修に必要な費用が大幅に不足することが見込まれています。このような現状に対し、各自治体には将来に向けた対応策が求められており、全国的な課題となっています。

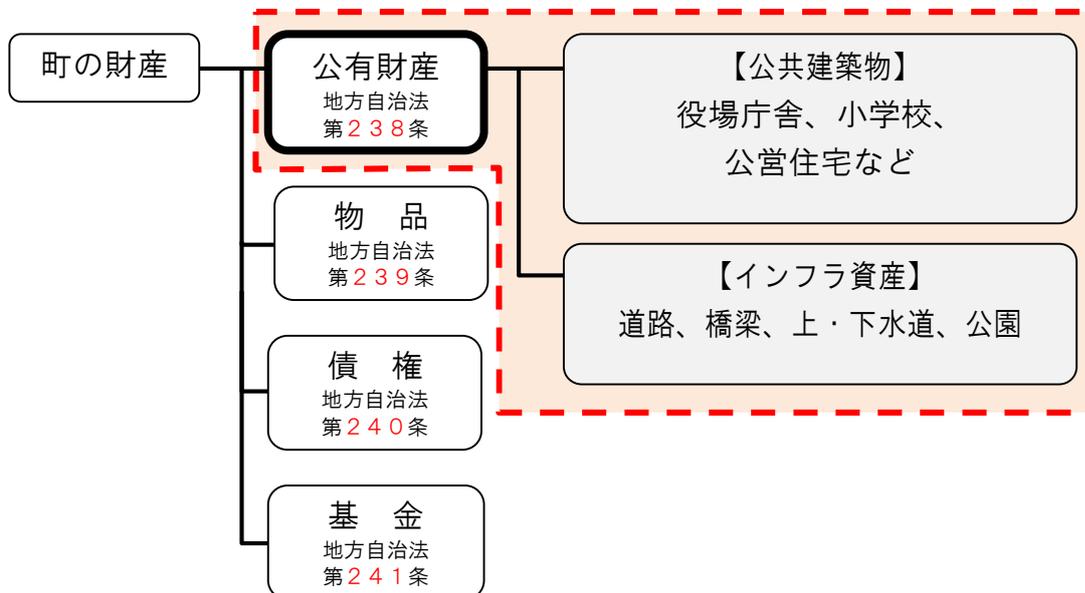
また、人口減少と少子高齢化が進み、経済成長については右肩下がりとなっていることから、経済成長期のような公共施設の建設や改修に予算を費やすことは困難となってきています。しかし、このまま何の対策も講じなければ、いざ必要となった際に更新等に要する費用を確保できない状況も十分考えられます。また、施設の建設当時と社会状況も大きく変わっており、施設の規模や必要性について、現状の町民ニーズを踏まえて検討していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、住民サービスを低下させないように、将来に必要な施設機能を維持していくためには、公共施設全体を把握し、長期的な視点をもって、本町の将来像にふさわしい公共施設のあり方を考える必要があります。また、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設全体を最小の費用で効果的に活用していくためのマネジメントが必要となっています。

3. 公共施設等総合管理計画で対象とする施設

(1) 対象範囲

本町が所有し管理する財産は、地方自治法に基づき、公有財産、物品、債権、基金に分類されます。本計画は、公有財産にあたる、役場庁舎、小学校、公営住宅などの「公共建築物」と、道路、橋梁、上・下水道などの「インフラ資産」を含めた全ての公共施設を対象とします。



(2) 建築物等

公共施設としては、以下に示す建築物を対象とします。

大分類	中分類	令和4年3月		平成29年3月	
		施設数	建物数	施設数	建物数
学校教育施設	小学校	1	8	1	11
	幼稚園	1	1	1	1
生涯学習等施設	生涯学習施設	4	4	6	7
	スポーツ施設	2	2	2	2
保健福祉施設	高齢福祉施設	6	6	6	6
	児童福祉施設	4	4	4	4
公営住宅	公営住宅	2	73	2	74
庁舎等	庁舎	1	3	1	3
その他	その他	10	10	7	7
合計		31	111	30	115

(3) インフラ施設

インフラ施設としては、道路、橋梁、上水道、下水道、公園を対象とします。

(4) 計画における各種データの基準日

施設に関するデータは、令和3年度（2021年度）に調査した最新のデータを使用しています。

Ⅱ 町勢概要

1. 町の概況・沿革

(1) 概況

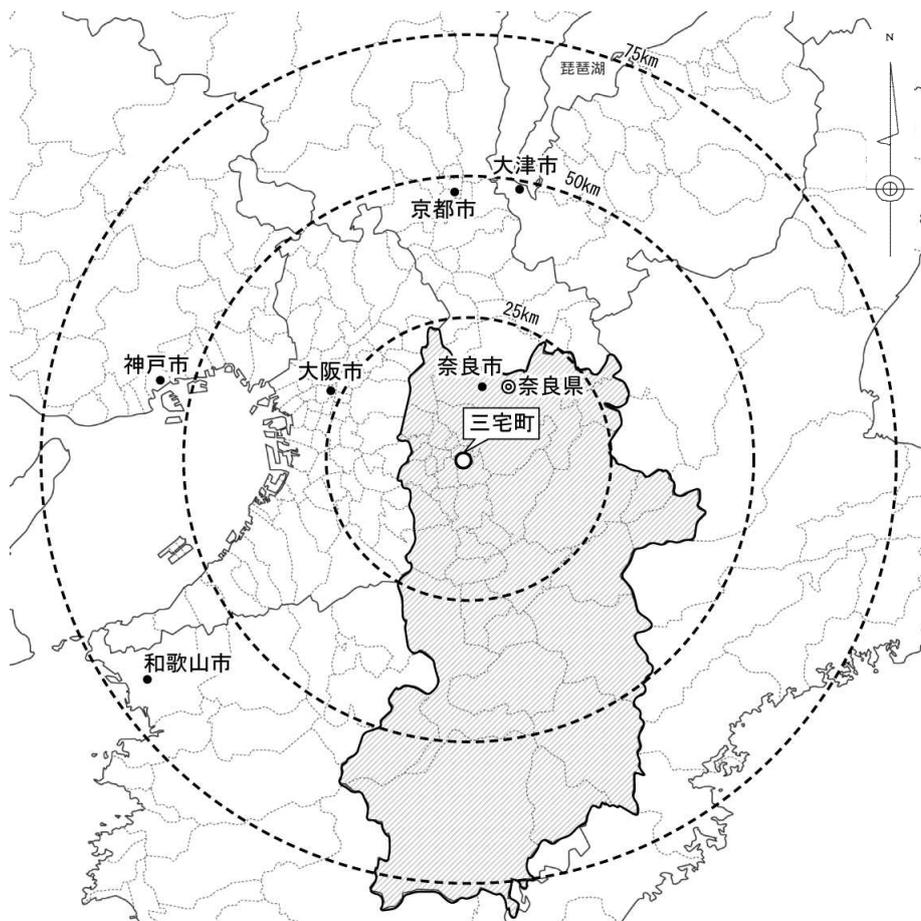
三宅町は県北西部に位置し、西に生駒山地、東は大和高原に挟まれた奈良盆地のほぼ中央、西の曽我川、東の寺川に挟まれた総面積 4.06 km²の県下で最も小さい町です。

本町の東側と南側は磯城郡田原本町、北は天理市と磯城郡川西町、西は北葛城郡河合町と同郡広陵町に接しています。

地形は標高 40～45m で、寺川沿いの石見付近が標高 45m と最も高くなっています。本町は東から寺川・飛鳥川・曽我川が北流し、北隣の川西町で合流し大和川となり、河川沿いには自然堤防よりなる微高地が存在し、この微高地沿いに集落が立地しています。

交通アクセスにおいては、県の中心地である奈良市には約 13km、大阪の都心部へは約 25km の距離にあり、鉄道によって近鉄奈良駅へ約 30 分、JR 天王寺駅へ約 45 分の位置となっています。また、自動車では、三宅 IC を利用して京奈和自動車道から郡山下ツ道 JCT を経由し、さらに西名阪自動車道から松原 JCT まで約 25 分の位置にあります。

図表 位置図



2. 市街地と地区区分

(1) 市街地

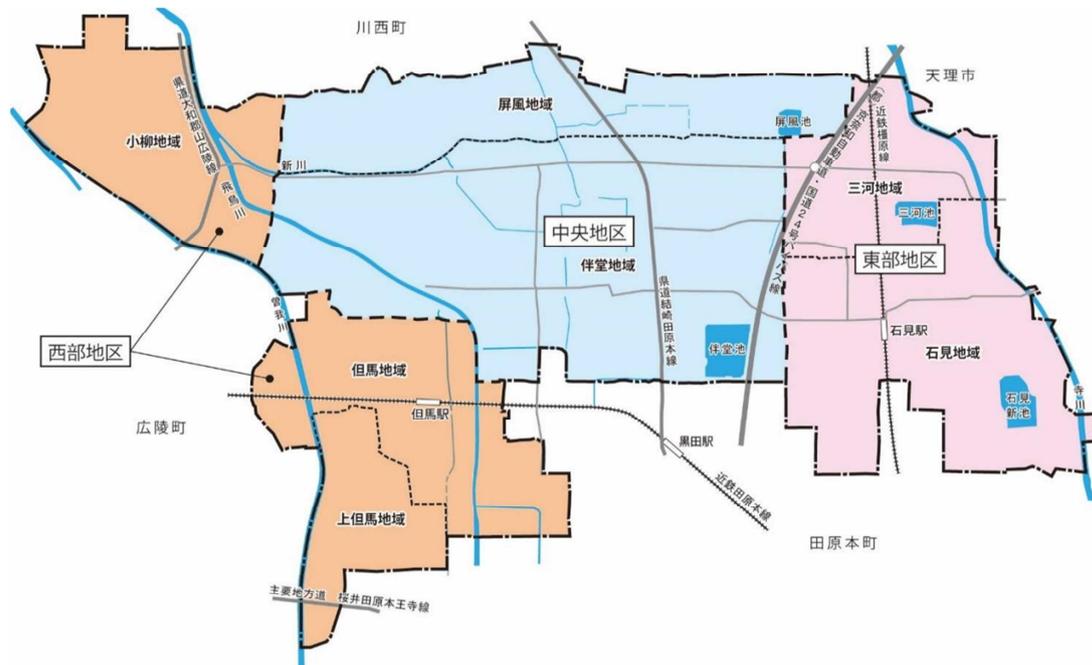
都市計画マスタープランでは、町域を「東部地区」「中央地区」「西部地区」の3つの地域に区分しています。

東部地区は近鉄橿原線を中心とした沿線の市街地で、東は寺川が流れ、西は概ね京奈和自動車道までの近鉄石見駅周辺を中心とする地区です。

中央地区は小中学校、役場、文化ホール、福祉施設、体育館、中央公園等住民生活に密着した公共施設が集積する地区です。また、地区の北東部は京奈和自動車道三宅ICの整備と合わせて、(都)大和郡山川西三宅線の整備が行われており、今後まちの構造が大きく変わっていくことが予想される地区で、東は概ね京奈和自動車道から、西は概ね飛鳥川までの地区です。

西部地区は、東は概ね飛鳥川から西は概ね曾我川までの地区で、地区南部の近鉄田原本線但馬駅は、地区の公共交通の中心となっています。

図表 地区区分図



出典：三宅町都市計画マスタープラン（平成29年9月改訂）

(2) 地区区分

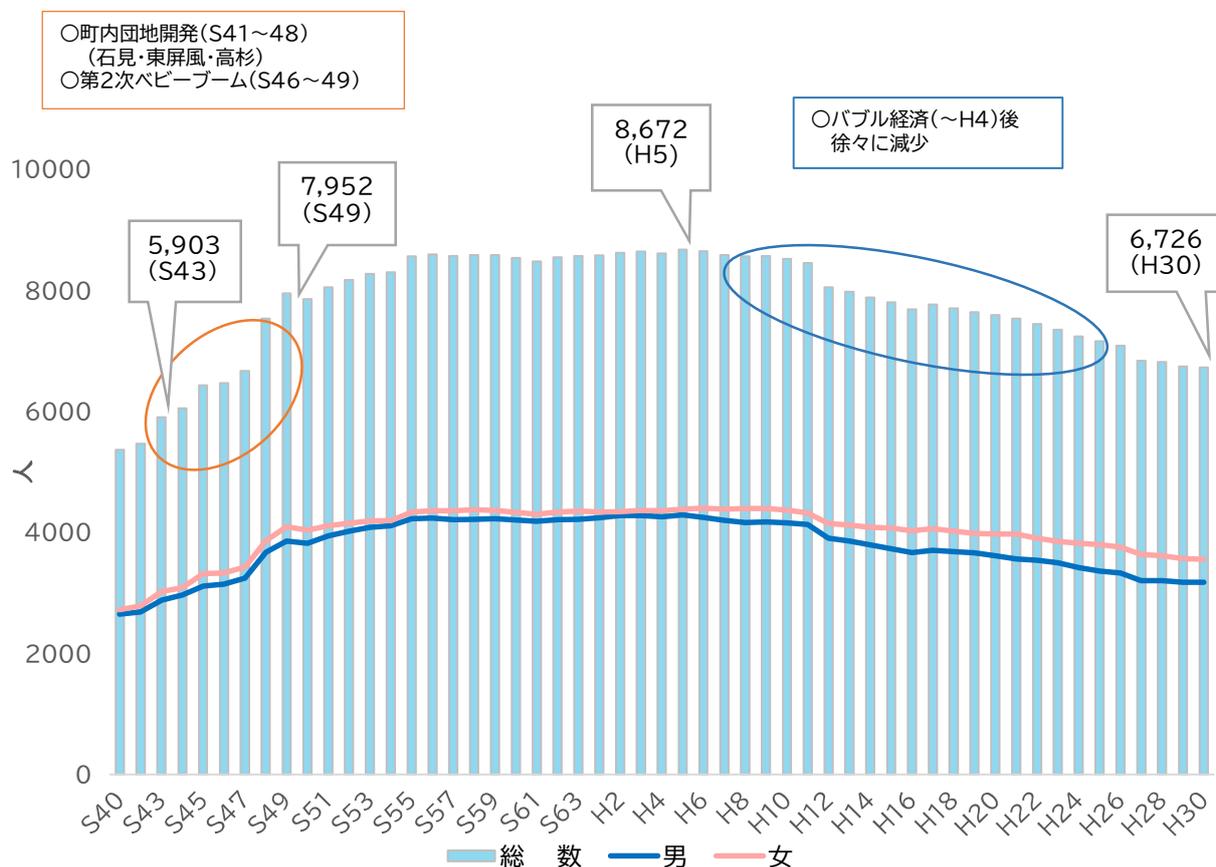
公共施設は各地区にそれぞれ設置されている訳ではありませんので、本計画では特に地区別の整理は行いません。

3. 人口と世帯

(1) 総人口・世帯数

平成 30 年の町内人口は 6,726 人と減少傾向で推移しています。また、世帯数については 3,022 世帯とやや増加しているものの一世帯当たりの人数は 2.23 人となり、減少傾向で推移しています。

図表 本町の人口の推移



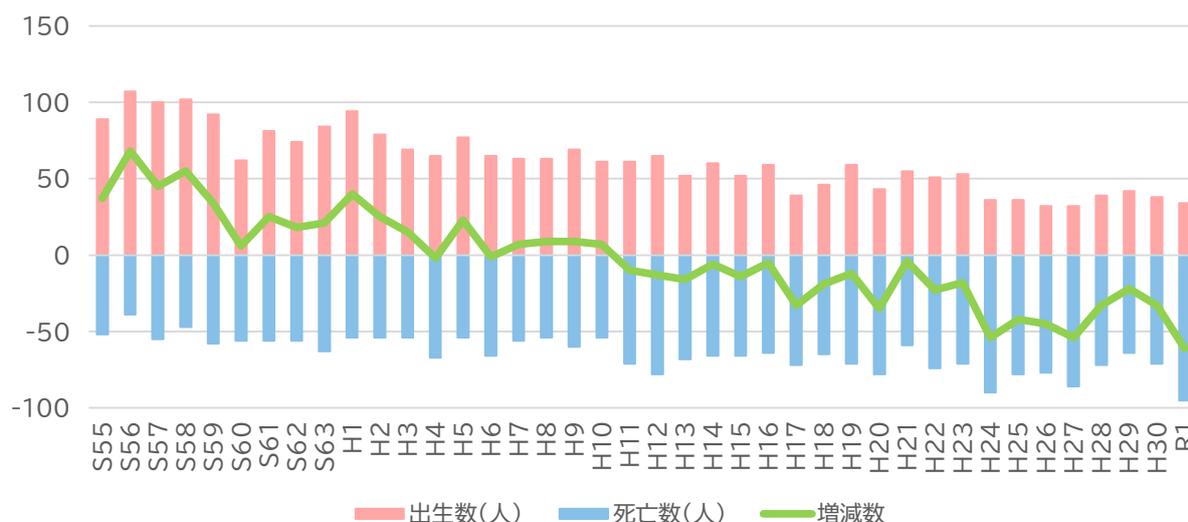
出典：国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（県統計課「奈良県推計人口調査」）

(2) 人口動態

平成 11 年以降は、出生数が死亡数を下回る自然減状態となっています。

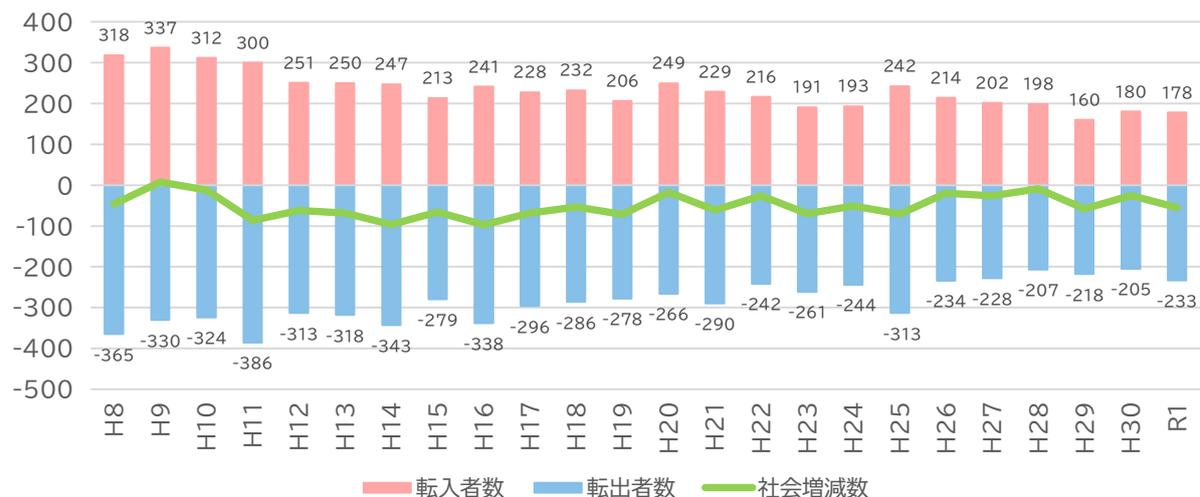
また、町内への転入者と町外への転出者の人数に起因する社会増減についても、近年は転出者数の方が多くなっており、自然的要因、社会的要因の両方が人口減少の原因となっています。

図表 出生数と死亡数の推移



出典：人口動態調査

図表 転入者数・転出者数の推移



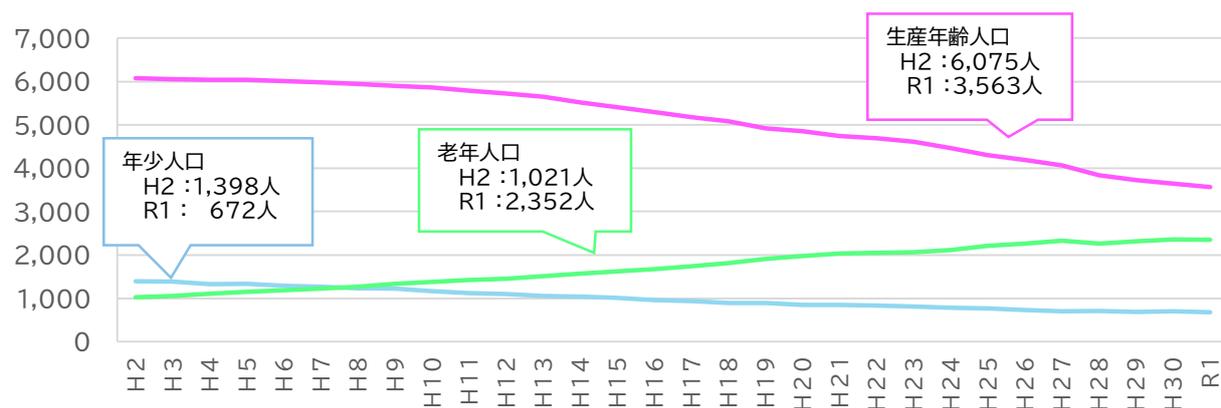
出典：住民基本台帳人口移動報告

(3) 年齢別人口

本町の年齢別構成人口の推移は、高齢化率が増加傾向である一方、生産年齢人口率及び年少人口率が減少傾向にあり、平成8年には老年人口が年少人口を上回りました。

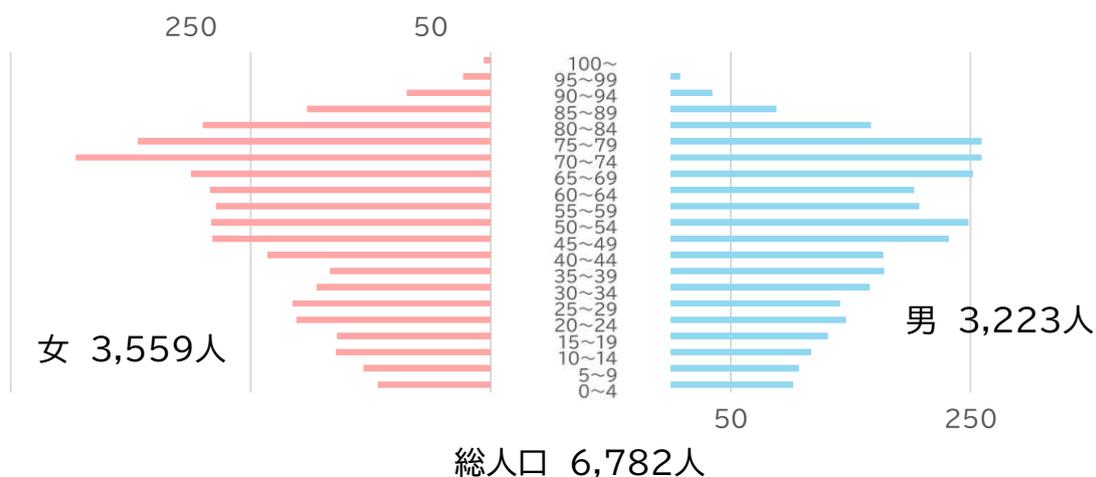
令和元年度の年齢別人口構成をみると、年少人口は672人、生産年齢人口は3,563人、老年人口は2,352人で、団塊の世代といわれる70～80歳代が最も多く、年齢層が低くなるにつれて人口が少なくなっています。

図表 年齢3区分別人口の推移



出典：「住民基本台帳に基づく奈良県年齢別人口」

図表 人口ピラミッド



(注1) 生産年齢人口とは、15歳から64歳までの就業人口の中心とされる世代の人口をいう。

(注2) 年少人口とは、0歳から14歳までの人口をいう。

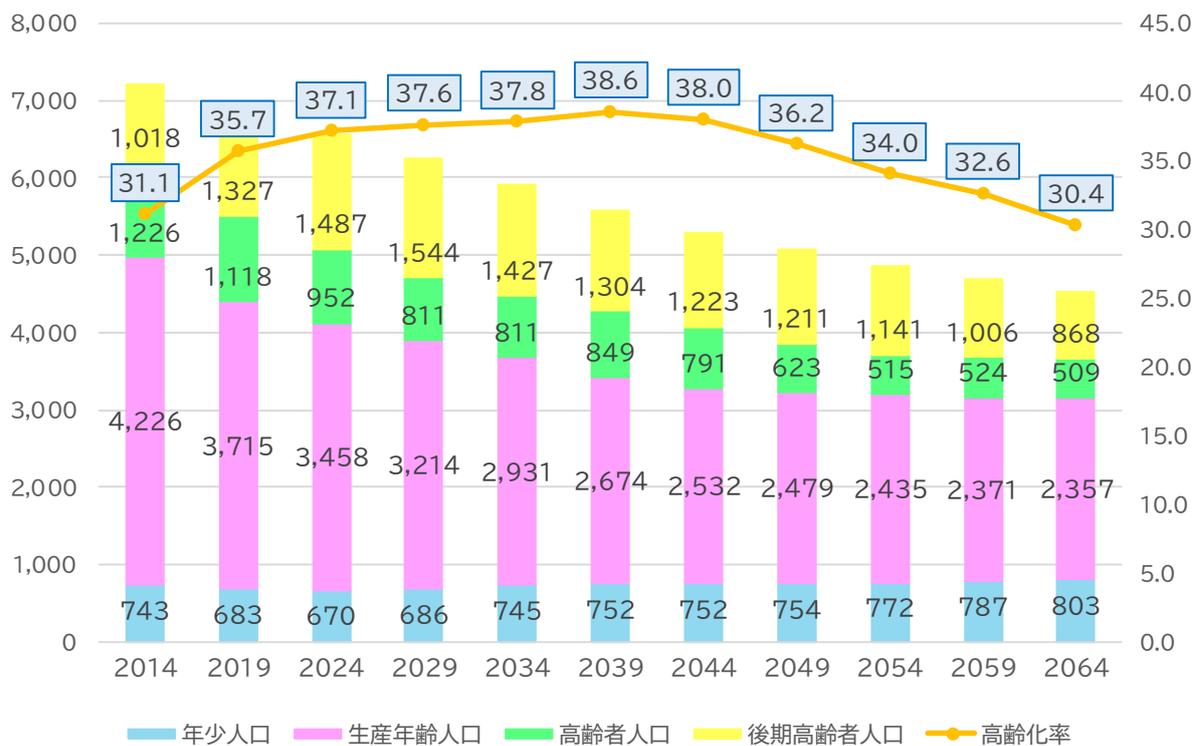
(注3) 老年人口とは、65歳以上の人口をいう。

出典：住民基本台帳システム（令和2年10月1日現在）

(4) 将来人口展望

三宅町人口ビジョンによる将来人口展望では、「現状の子どもの数（小中学生）」が概ね維持できるような地域を目指して、将来人口を展望しています。しかし、人口はこのまま減少傾向で推移し、令和46年（2064年）の将来人口は4,537人まで減少すると予測されています。

図表 三宅町の将来人口展望



	2014年	2019年	2024年	2029年	2034年	2039年	2044年	2049年	2054年	2059年	2064年
総人口	7,213	6,843	6,567	6,255	5,914	5,579	5,298	5,067	4,863	4,688	4,537
年少人口	743	683	670	686	745	752	752	754	772	787	803
生産年齢人口	4,226	3,715	3,458	3,214	2,931	2,674	2,532	2,479	2,435	2,371	2,357
老年人口	2,244	2,445	2,439	2,355	2,238	2,153	2,014	1,834	1,656	1,530	1,377

出典：三宅町人口ビジョン

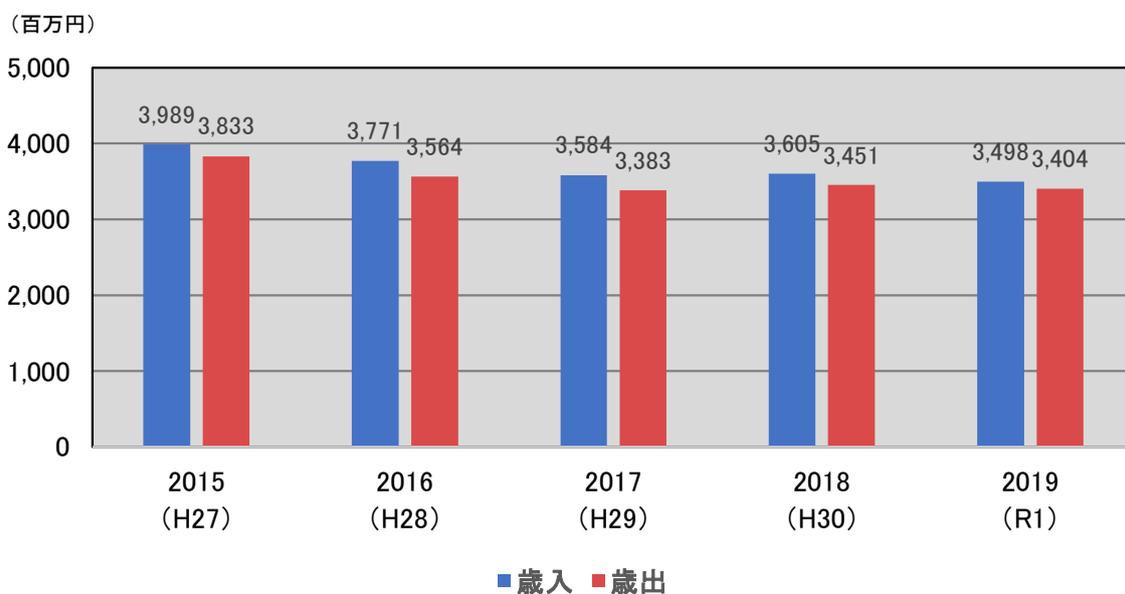
4. 財政・行政運営

(1) 歳入・歳出

令和元年度（2019年度）の一般会計決算における歳入と歳出の状況では、歳入が3,498百万円、歳出が3,404百万円となっており、歳入も歳出も平成27年度（2015年度）以降は減少傾向にあります。

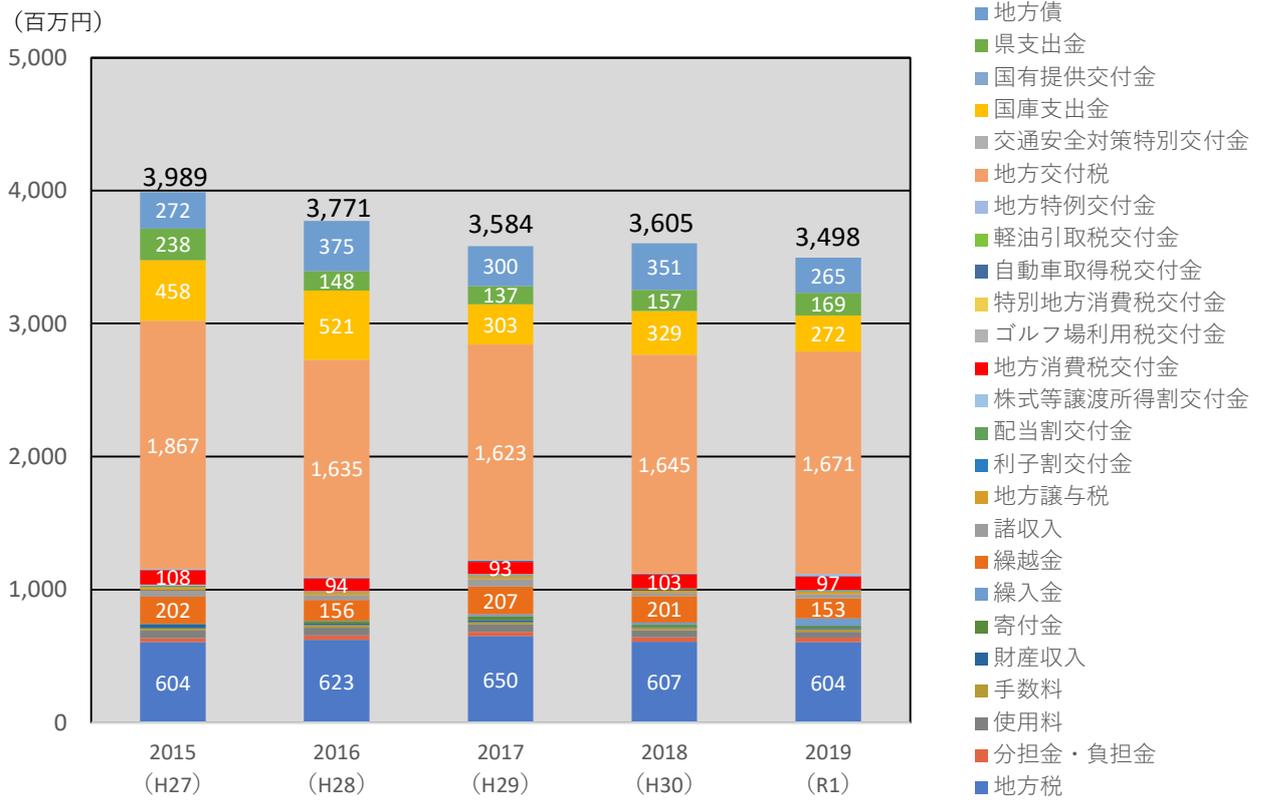
令和元年度（2019年度）の歳入の内訳は地方交付税が48.0%と最も多く、以下地方税が17.4%、国庫支出金が7.8%、地方債が7.6%、県支出金が4.9%となっています。これを自主財源（地方税、繰越金、繰入金、諸収入等）と依存財源（地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債、地方消費税交付金等）に分類すると、自主財源が27.2%、依存財源が72.8%と約7割を依存財源に頼っています。地方交付税の縮減・見直しなどに備え、自主財源の確保をさらに推し進める必要があります。

図表 一般会計決算状況（歳入、歳出の推移）



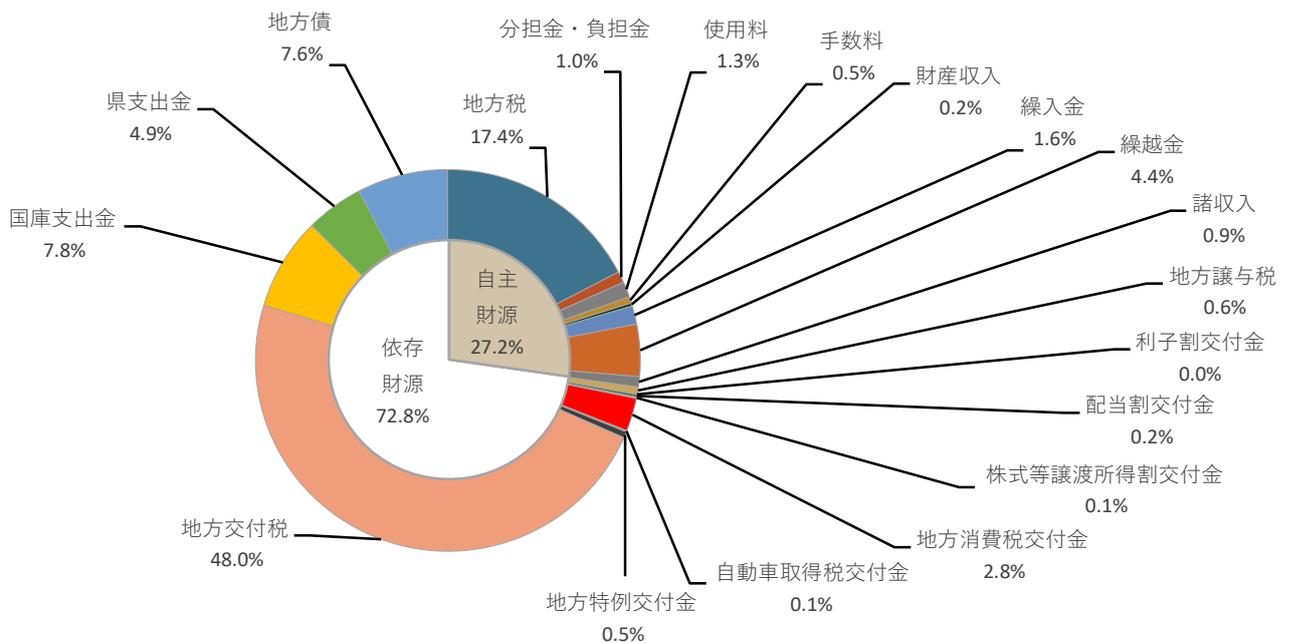
出典：市町村決算カード（総務省）

図表 一般会計歳入の内訳



出典：市町村決算カード（総務省）

図表 歳入の内訳（自主財源と依存財源の構成比、令和元年度）

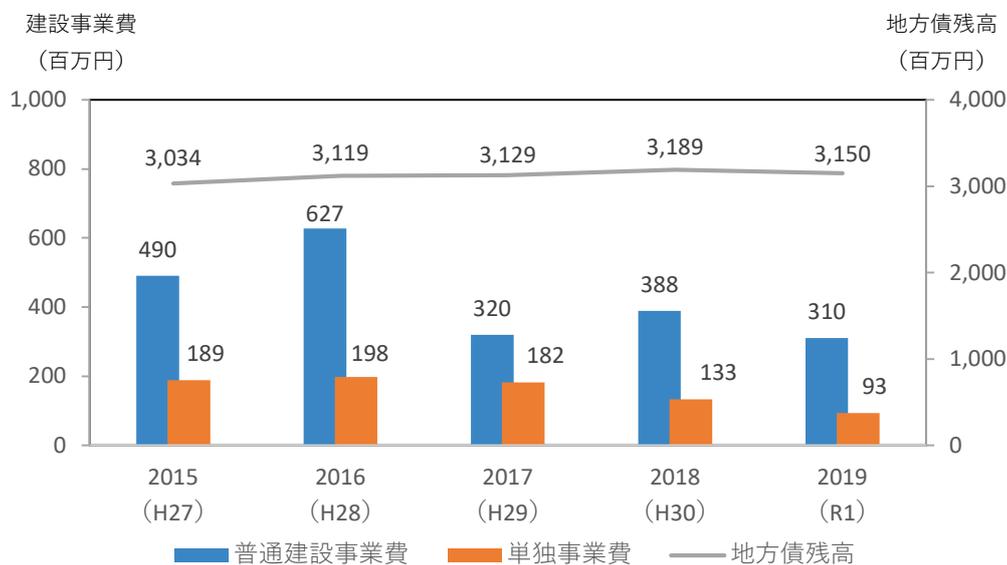


出典：市町村決算カード（総務省）

(2) 普通建設事業費と町債残高状況

一般会計における普通建設事業費は、令和元年度（2019年度）が310百万円で、ここ数年は310百万～627百万円で推移しています。

図表 普通建設事業費・町債残高の推移



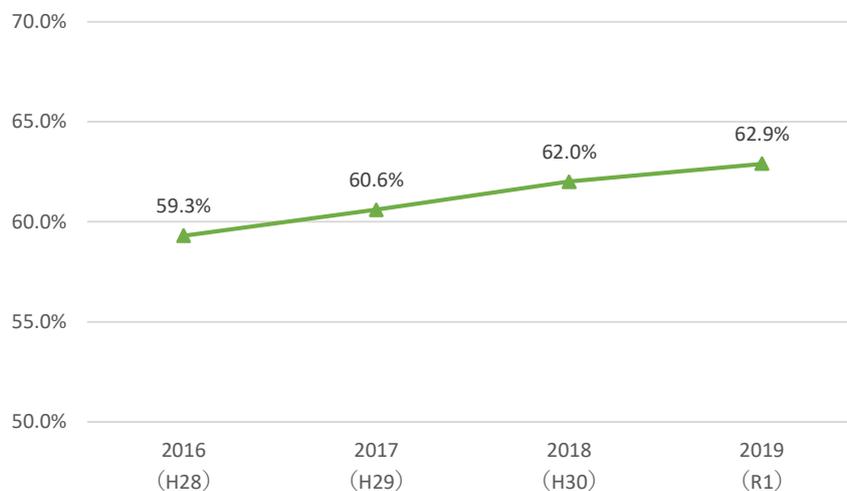
出典：市町村決算カード（総務省）

(3) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を指し、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

本町の有形固定資産減価償却率は令和元年度（2019年度）が62.9%となっており、平成28年度（2016年度）以降は増加傾向にあります。

図表 有形固定資産減価償却率の推移



出典：三宅町財務書類概要版 P.2

(4) 過去に行った対策の実績

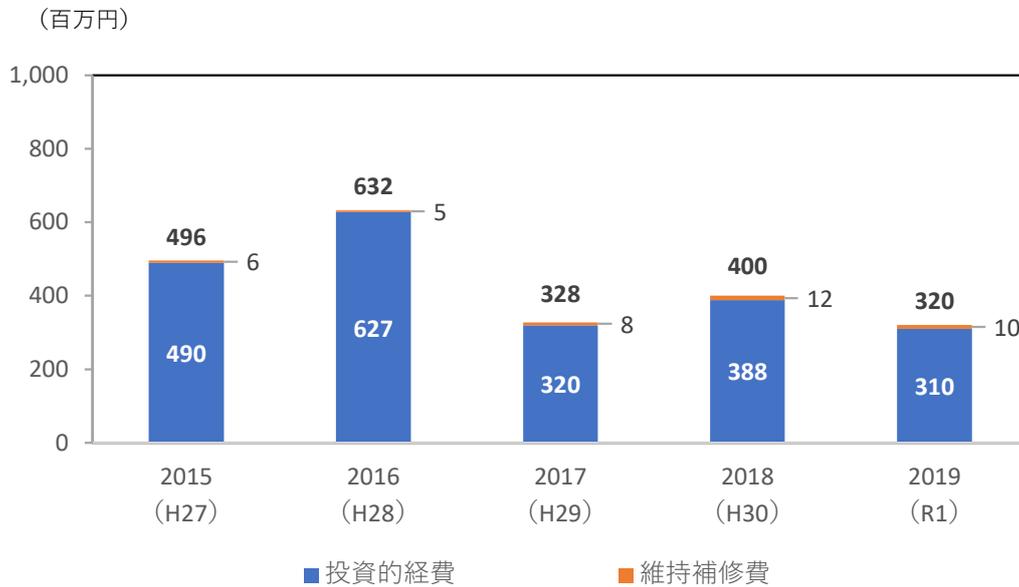
過去5年間において実施した主な対策（建設・大規模改修・除却等）は下記のとおりです。

実施年度	財産の分類	施設名称	対策の内容
平成28年度	公共建築物	三宅幼稚園及び伴堂保育所	統合・集約
		三宅消防団器具庫（第1分団）及び 三宅消防団器具庫（第3分団）	統合・集約
		消防団詰所	建設
		消防団倉庫	建設
平成29年度	公共建築物	三宅町消防器具庫（第3分団）	地元自治会に無償譲渡
	インフラ資産（橋梁）	出屋敷西橋	架け替え工事
平成30年度	公共建築物	役場庁舎（本庁舎）	大規模改修
	インフラ資産（道路）	近鉄石見駅周辺道路	道路拡幅等整備工事
令和元年度	なし		
令和2年度	公共建築物	三宅町交流まちづくりセンターMiiMo	建設
	インフラ資産（橋梁）	小柳橋	橋梁補修工事
	インフラ資産（上水道）	伴堂地区配水管	改修工事・布設替工事
令和3年度	公共建築物	中央公民館	除却

(5) 現在要している維持管理経費

公共建築物及びインフラ資産に係る現在要している維持管理経費（投資的経費＋維持補修費）は、平成28年度（2016年度）では632百万円となりましたが、直近3年は300～400百万円の水準で推移しており、直近の令和元年度（2019年度）では320百万円となりました。

図表 投資的経費及び維持補修費の推移



出典：市町村決算カード（総務省）

Ⅲ 公共施設の現状と分析・評価

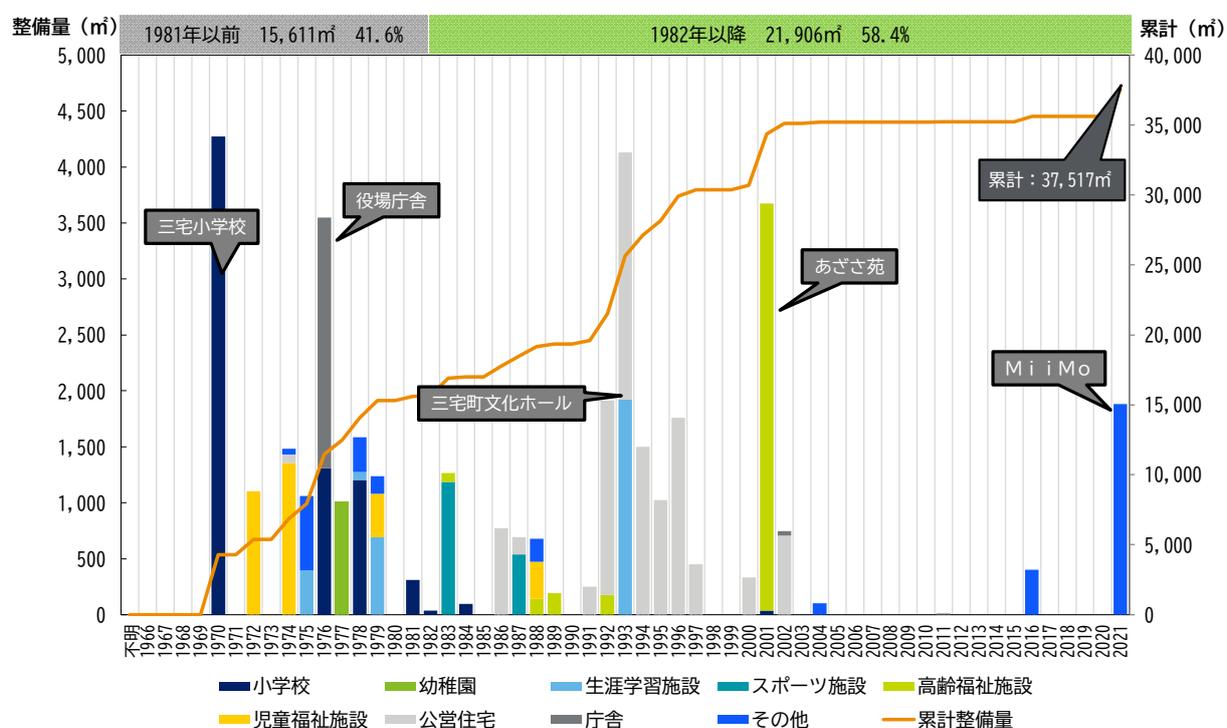
1. 建築物

(1) 過去の整備量

本町の建築物（いわゆるハコモノ施設）の総面積は約 37,517㎡で、規模の大きな施設では昭和 45 年度（1970 年度）の三宅小学校と昭和 51 年（1976 年）の役場庁舎、平成 5 年（1993 年）の三宅町文化ホール、平成 13 年（2001 年）のあざさ苑を整備しました。また、令和 3 年度（2021 年度）には、複数の公共施設の集約、複合化をした三宅町交流まちづくりセンター-MiiMo を整備しました。

旧耐震基準の建築となる昭和 56 年（1981 年）以前の建物は全体の 41.6%、新耐震基準の建築となる昭和 57 年（1982 年）以降の建物は 58.4%を占めています。30 年以上経過した建物は、令和 3 年度末（令和 4 年 3 月）時点で全体の 52.2%を占めています。

図表 建築物の年度別整備量（延床面積、㎡）



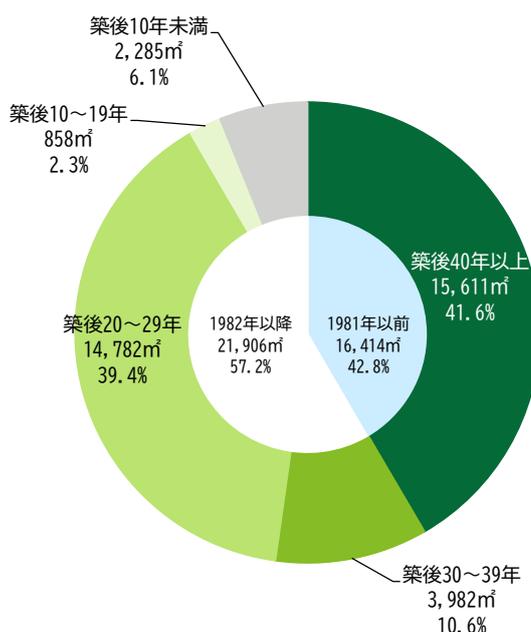
新耐震基準以前（昭和 56 年（1981 年）以前に建築）の施設割合は 41.6%と多く、生涯学習施設や公営住宅、高齢福祉施設、公営住宅を除くと大半が新耐震基準以前の建築物となっています。

図表 施設分類別の築年数の状況

施設分類	40 年以上	30～39 年	20～29 年	10～19 年	10 年未満	合計
小学校	7,094	135	37	0	0	7,266
	97.6%	1.9%	0.5%	0.0%	0.0%	100.0%
幼稚園	1,012	0	0	0	0	1,012
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
生涯学習施設	1,162	0	1,922	0	0	3,084
	37.7%	0.0%	62.3%	0.0%	0.0%	100.0%
スポーツ施設	0	1,725	0	0	0	1,725
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
高齢福祉施設	0	411	3,812	0	0	4,223
	0.0%	9.7%	90.3%	0.0%	0.0%	100.0%
児童福祉施設	2,849	331	0	0	0	3,179
	89.6%	10.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公営住宅	78	1,176	9,010	707	0	10,972
	0.7%	10.7%	82.1%	6.4%	0.0%	100.0%
庁舎	2,239	0	0	49	0	2,287
	97.9%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	100.0%
その他	1,177	204	0	102	2,285	3,768
	31.2%	5.4%	0.0%	2.7%	60.6%	100.0%
合計	15,611	3,982	14,782	858	2,285	37,517
	41.6%	10.6%	39.4%	2.3%	6.1%	100.0%

※小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある

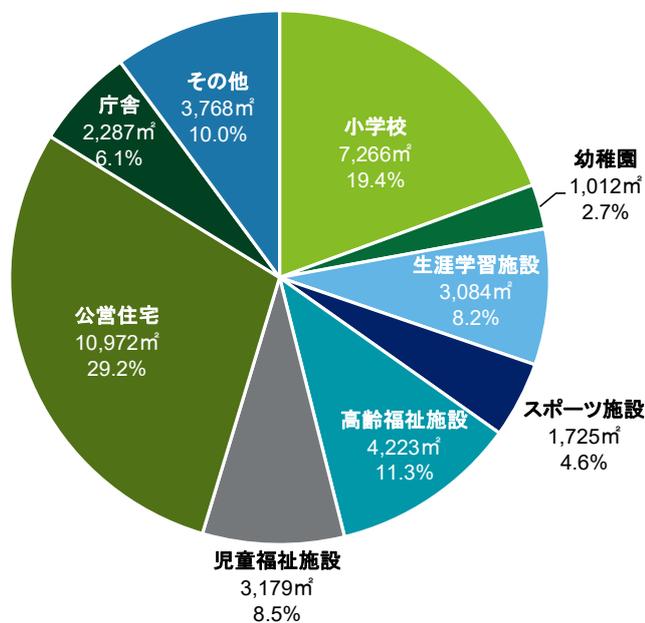
図表 建築物の築年数の状況



(2) 施設分類別の割合

本町の建築物は、公営住宅が最も延床面積が大きく全体の 29.2%で、次いで小学校が 19.4%、高齢福祉施設が 11.3%となっています。

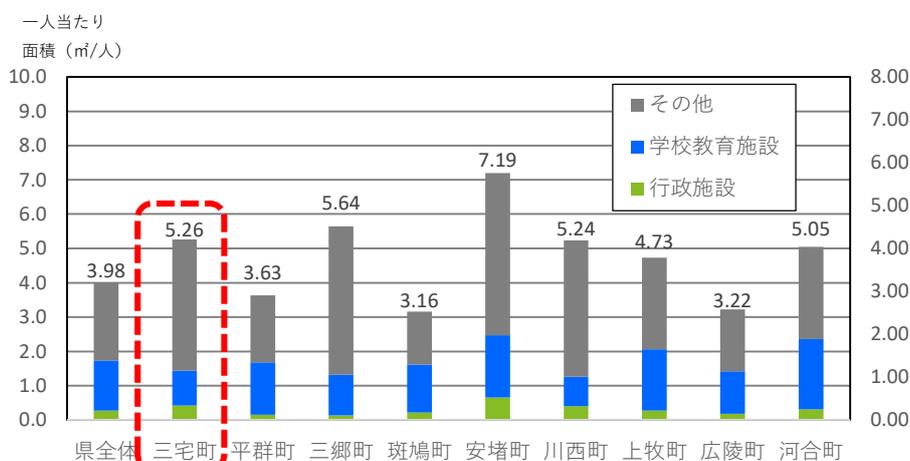
図表 建築物の施設分類別面積割合



(3) 町民 1 人当たり公共施設（建築物）の近隣自治体比較

令和元年度（2019 年度）の総務省の公共施設状況調のデータに基づいて、県全体及び近隣自治体と町民 1 人当たり公共施設（建築物）を比較すると以下のようになります。本町は、県全体と比べると 1 人当たり公共施設面積はやや多いですが近隣自治体とは概ね同程度で、公営住宅等のその他の公共施設が多くを占めています。

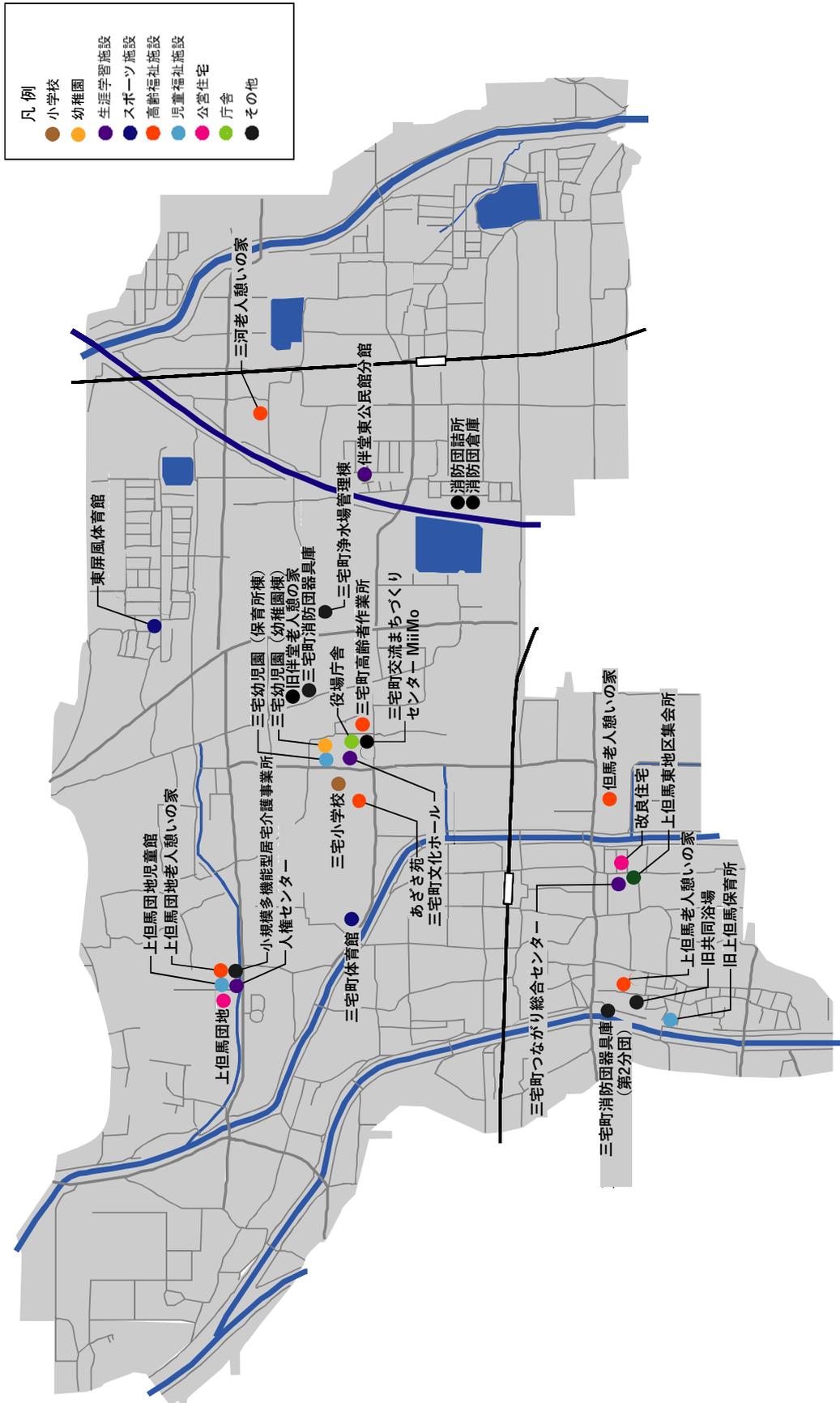
図表 町民 1 人当たり公共施設（建築物）面積の比較



出典：公共施設状況調より作成

※出典データが異なるため他で示した人口や延床面積による計算結果とは異なります。

図表 公共施設の配置

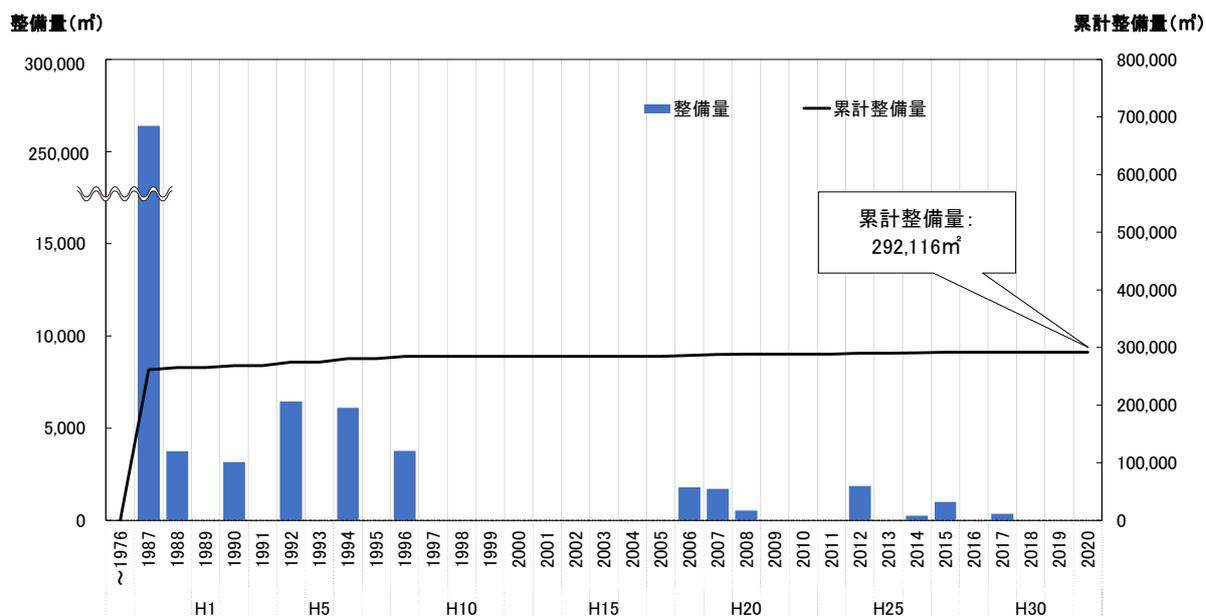


2. 道路

道路整備状況に関して、固定資産台帳から過去の整備量を整理すると下図のとおりになります。

総整備面積は約 29 万㎡となっています。整備年度については、昭和 62 年（1987 年）以前の道路の整備年度が不明のため、道路台帳の整備を行った昭和 62 年（1987 年）に計上しています。

図表 道路の年度別整備量



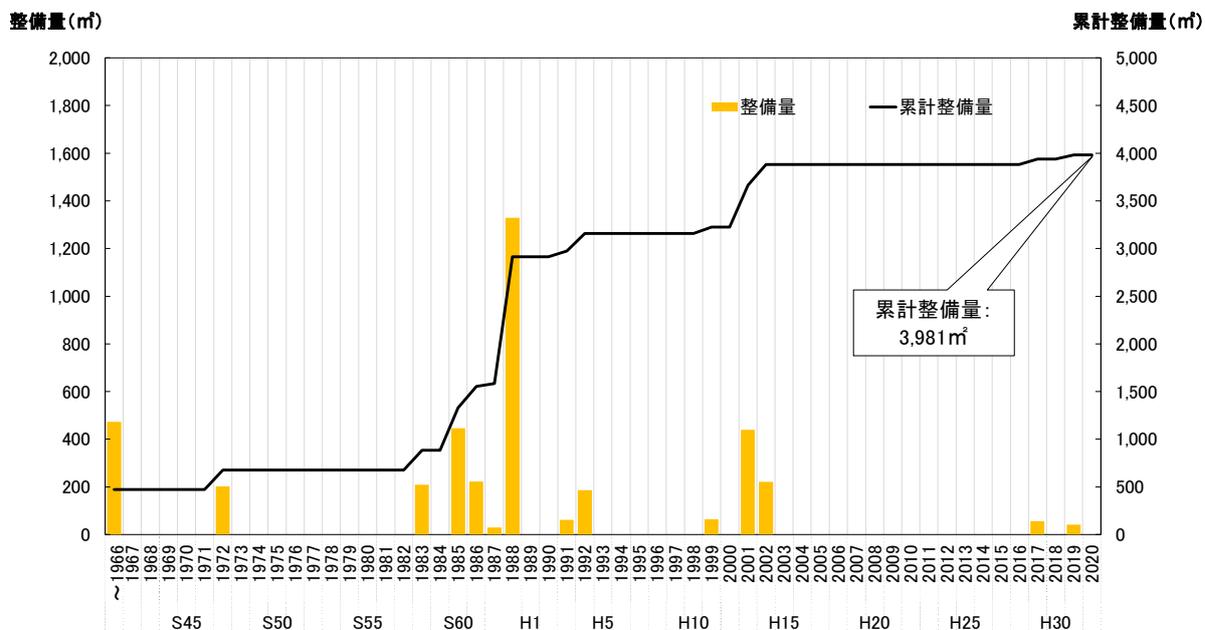
出典：固定資産台帳

3. 橋梁

橋梁整備状況に関して、固定資産台帳から過去の整備量を整理すると下図のようになります。

総整備面積は約 3,981 m²、72 橋となっています。整備年度については、昭和 62 年度（1987 年度）以前の整備年度不明分については台帳整備を行った昭和 63 年（1988 年）に計上しています。

図表 橋梁の年度別整備量



出典：固定資産台帳

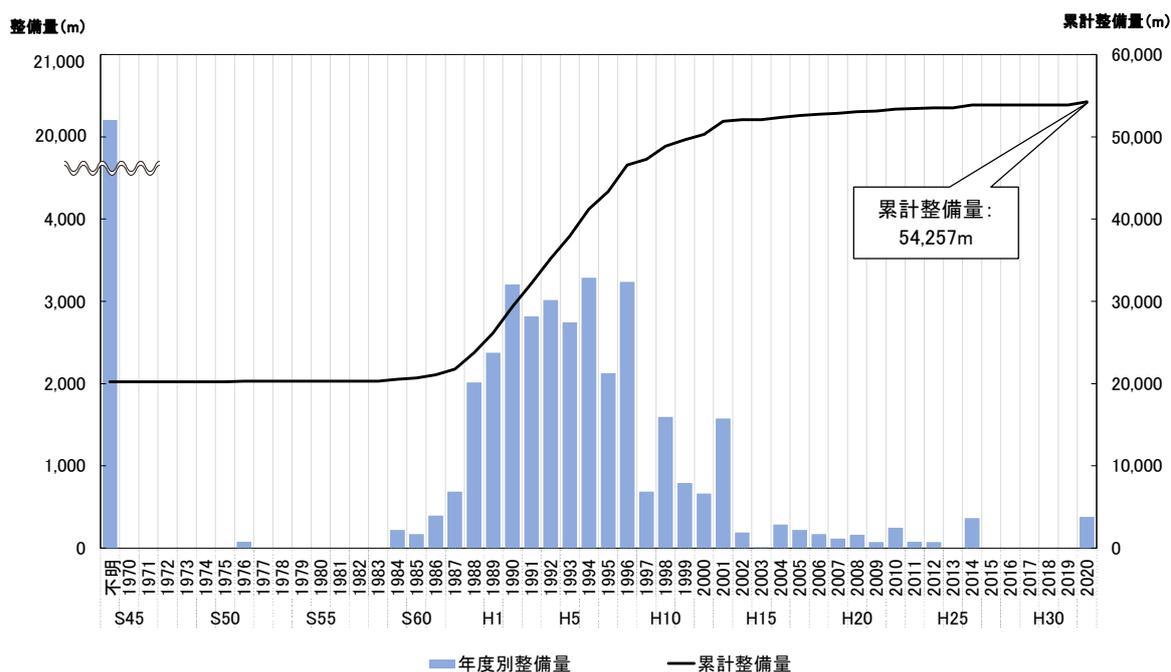
4. 上水道

上水道の総整備延長は約 54km となっています。

管路の大半は整備年度が不明となっていますが、本町の水道事業は昭和 37（1962）年 3 月に創設事業の認可を受けて、昭和 38（1963）年 4 月より給水を開始していることから、整備年度不明の管路のほとんどはこの時期に整備されたものと考えられます。

水道管の耐用年数は 40 年とされていますので、この時期に整備された管路は既に耐用年数を超過しているため、漏水事故防止のためにも交換が急がれます。

図表 上水道の年度別整備量



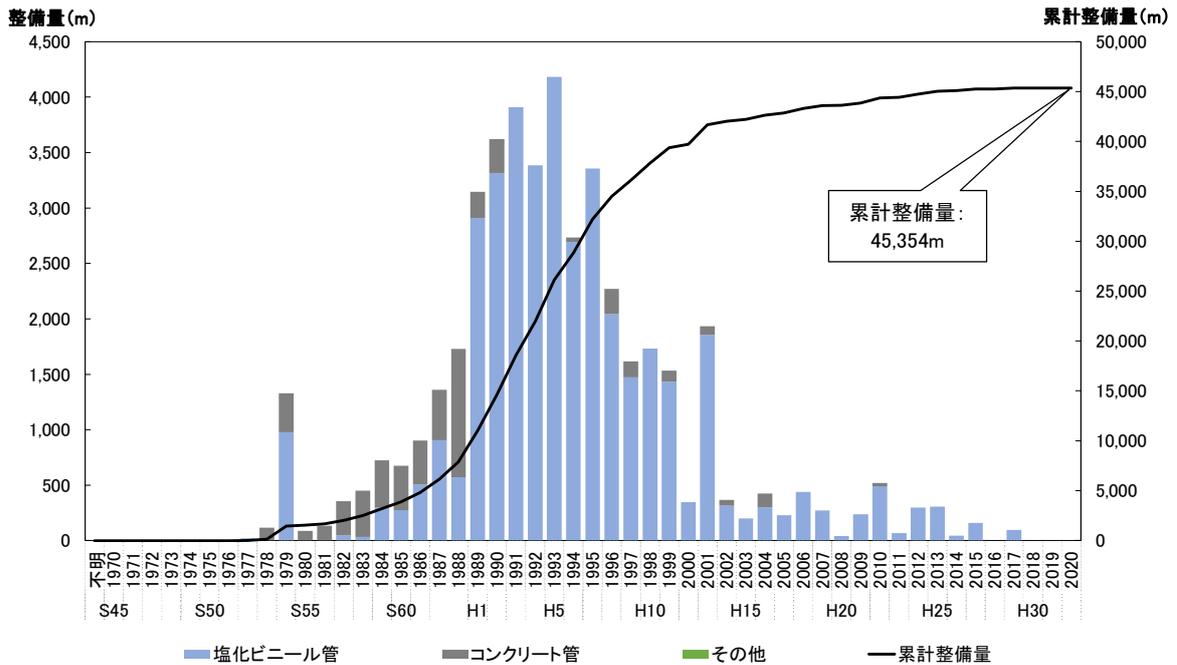
出典：固定資産台帳

5. 下水道

下水道の総整備延長は約 45km となっています。昭和 52 年から整備が開始され、整備のピークは昭和 60 年代から平成にかけての約 5 年間となっています。

下水道の耐用年数は 50 年とされていますので、今後 10 年後あたりから随時下水管の交換が必要となってきます。

図表 下水道の年度別整備量

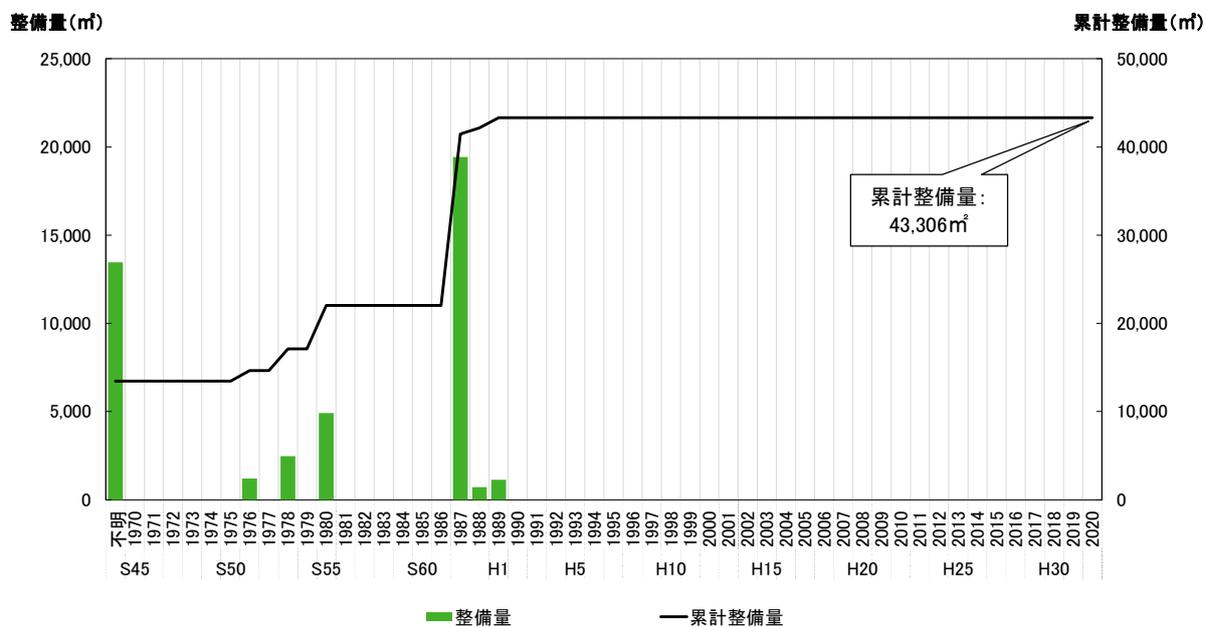


出典：固定資産台帳

6. 公園

公園の総整備面積は約 4.3 万㎡となっています。昭和 62 年度（1987 年度）が整備のピークとなりますが、これは三宅中央公園の整備によるものとなっています。

図表 公園の年度別整備量（面積、㎡）



出典：公園台帳

IV 施設分類別の現状と分析

1. 学校教育施設

学校教育施設は「1-1.小学校」「1-2.幼稚園」の2項目について分析を行います。学校教育施設は全施設面積の22.1%で公営住宅に次いで大きい面積を占めています。

1-1. 小学校

(1) 施設概要

①施設一覧

町内の小学校は、三宅小学校の1校となっています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
三宅小学校	伴堂 766	昭和 45 年 3 月	18,361	7,266	単独

②設置目的等

三宅小学校の設置目的は以下に示すとおりです。

施設名称	設置目的
三宅小学校	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。



三宅小学校

1 - 2. 幼稚園

(1) 施設概要

①施設一覧

町内の幼稚園は、の三宅幼稚園（幼稚園棟）1園となっています。なお、平成28年度より三宅幼稚園と伴堂保育所を統合し、三宅幼稚園（認定こども園）として運営しています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
三宅幼稚園（幼稚園棟）	伴堂 703-1	昭和 52 年 3 月	3,013	1,012	単独

②設置目的等

三宅幼稚園の設置目的等は以下に示すとおりです。

施設名称	設置目的
三宅幼稚園（幼稚園棟）	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。



三宅幼稚園

2. 生涯学習等施設

生涯学習等施設については、「2-1.生涯学習施設」「2-2.スポーツ施設」の2項目について分析を行います。
生涯学習等施設は、全施設面積の8.2%を占めています。

2-1. 生涯学習施設

(1) 施設概要

① 施設一覧

町内の生涯学習施設は、伴堂東公民館分館、三宅町文化ホール、三宅町つながり総合センター（上但馬隣保館）、人権センターの4施設となっています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
伴堂東公民館分館	伴堂 136-10	昭和 53 年 3 月	136	73	単独
三宅町文化ホール	伴堂 689	平成 5 年 3 月	-	1,922	単独
三宅町つながり総合センター (上但馬隣保館)	但馬 360-3	昭和 54 年 3 月	2,358	692	複合
人権センター	屏風 250-21	昭和 50 年 3 月	542	397	単独

② 設置目的等

各施設の設置目的等は以下に示すとおりです。

施設名称	設置目的
伴堂東公民館分館	各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
三宅町文化ホール	町民の文化・芸能・教養の向上とふれあい豊かな地域社会づくりを図るとともに産業振興に寄与することを目的とする。
三宅町つながり総合センター (上但馬隣保館)	住民の社会的・経済的・文化的生活の向上と社会福祉の増進をはかり基本的人権の確立を図ることを目的とする。
人権センター	住民の社会福祉の増進をはかり、基本的人権の確立を図ることを目的とする。



伴堂東公民館分館



三宅町文化ホール



人権センター

2-2. スポーツ施設

(1) 施設概要

①施設一覧

町内のスポーツ施設は、東屏風体育館、三宅町体育館の2施設となっています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
東屏風体育館	屏風 44-29	昭和 62 年 3 月	-	537	単独
三宅町体育館	伴堂 1046-1	昭和 58 年 9 月	-	1,187	単独

②設置目的等

各施設の設置目的等は以下に示すとおりです。

施設名称	設置目的
東屏風体育館	地域住民の体位向上と、社会体育の振興を図ることを目的とする。
三宅町体育館	三宅町住民のスポーツの普及を図るとともに、健康で文化的な各種事業及び集会の用に供することを目的とする。



東屏風体育館



三宅町体育館

3. 保健福祉施設

保健福祉施設は、「3-1.高齢福祉施設」「3-2.児童福祉施設」の2項目について分析を行います。保健福祉施設は、全施設面積の19.7%を占めています。

3-1. 高齢福祉施設

(1) 施設概要

① 施設一覧

町内の高齢福祉施設は、あざさ苑、上但馬団地老人憩いの家、上但馬老人憩いの家、三河老人憩いの家、但馬老人憩いの家、三宅町高齢者作業所の6施設となっています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独複合
あざさ苑	伴堂 848-1	平成 13 年 3 月	4,605	3,638	単独
上但馬団地老人憩いの家	屏風 250-20 の一部	昭和 63 年 2 月	327	99	単独
上但馬老人憩いの家	上但馬 175-2	平成 4 年 3 月	324	174	単独
三河老人憩いの家	三河 600	昭和 63 年 3 月	-	42	単独
但馬老人憩いの家	但馬 73-4	昭和 58 年 11 月	-	78	単独
三宅町高齢者作業所	伴堂 687-1	平成元年 3 月	995	192	単独

② 設置目的等

各施設の設置目的等は以下に示すとおりです。

施設名称	設置目的
あざさ苑	町民の福祉及び健康の増進を図り、社会福祉の推進に寄与することを目的とする。
上但馬団地老人憩いの家	地域に居住する高齢者（原則 60 歳以上）を対象に、教養の向上、レクリエーションを供することで心身の健康増進を図ることを目的とする。
上但馬老人憩いの家	
三河老人憩いの家	
但馬老人憩いの家	
三宅町高齢者作業所	高齢者の経験と知識を生かし、自ら物をつくる喜びを得ることにより生きがいを高め、もって高齢福祉の向上を図ることを目的とする。



あざさ苑



上但馬団地老人憩いの家



上但馬老人憩いの家



三河老人憩いの家



但馬老人憩いの家



三宅町高齢者作業所

3-2. 児童福祉施設

(1) 施設概要

① 施設一覧

町内の児童福祉施設は、旧上但馬保育所、三宅幼稚園、三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）、上但馬団地児童館の4施設となっています。なお、上但馬団地児童館は現在休館、旧上但馬保育所及び三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）は現在閉鎖されており、三宅幼稚園については平成28年度より三宅幼稚園と伴堂保育所を統合し、認定こども園として運営しています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
旧上但馬保育所	上但馬 668-6	昭和47年12月	2,113	1,104	単独
三宅幼稚園（保育所棟）	伴堂 707-1	昭和49年10月	3,767	1,355	単独
三宅町つながり総合センター （上但馬児童館）	但馬 360-3	昭和54年3月	-	390	複合
上但馬団地児童館	屏風 250-20	昭和63年3月	646	331	単独

② 設置目的等

旧上但馬保育所、三宅幼稚園、三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）、上但馬団地児童館の設置目的等は以下のとおりです。

施設名称	設置目的
旧上但馬保育所	現在は普通財産となっている。
三宅幼稚園（保育所棟）	日々保護者の委託を受けて、保育を必要とするその乳児又は幼児を保育することを目的とする。
三宅町つながり総合センター （上但馬児童館）	児童の社会的、文化的生活の向上を図り、児童の健全育成を行うことを目的とする。
上但馬団地児童館	児童の社会的、文化的生活の向上を図り、児童の健全育成を行うことを目的とする。



旧上但馬保育所



上但馬団地児童館

4. 公営住宅

公営住宅は、全施設面積の 29.2%と最も大きい面積を占めています。

4-1. 公営住宅

(1) 施設概要

① 施設一覧

町内の公営住宅は、改良住宅、上但馬団地の 2 施設となっています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
改良住宅	但馬 126-4 他	昭和 61 年 10 月	6,555	2,828	単独
上但馬団地	屏風 250	平成 4 年 10 月	25,636	8,144	単独

② 設置目的等

施設名称	設置目的
改良住宅	不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図ることを目的とする。
上但馬団地	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することで国民生活の安全と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

5. 庁舎等

庁舎等は全施設面積の6.1%を占めています。

5-1. 庁舎

(1) 施設概要

① 施設一覧

町内の庁舎は、役場庁舎の1施設となっています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
役場庁舎	伴堂 689	昭和 51 年 5 月	7,601	2,287	単独

② 設置目的等

役場庁舎の設置目的は、以下のとおりです。

施設名称	設置目的
役場庁舎	住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施することを目的とする。



役場庁舎

6. その他

(1) 施設概要

その他の施設として、旧共同浴場、浄水場管理棟、消防器具庫、MiiMo など 10 施設保有しています。

① 施設一覧

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
旧共同浴場	上但馬 176-1	昭和 63 年 3 月	355	204	単独
三宅町浄水場管理棟	伴堂 181-1	昭和 50 年 9 月	4,214	663	単独
三宅町消防器具庫	伴堂 500-3	昭和 53 年 1 月	121	78	単独
三宅町消防器具庫 (第 2 分団)	但馬 187-2、187-3	平成 16 年 12 月	180	102	単独
消防団詰所	伴堂 1-6	平成 28 年 4 月	-	281	単独
消防団倉庫	-	平成 28 年 4 月	-	122	単独
小規模多機能型居宅介護事業所	屏風 250-20 の一部	平成 16 年 12 月	443	232	単独
上但馬東地区集会所	但馬 360-2	昭和 54 年 3 月	420	155	複合
旧伴堂老人憩の家	伴堂 501	昭和 49 年 5 月	-	50	単独
三宅町交流まちづくりセンター MiiMo	伴堂 689	令和 3 年 3 月	1,542	1,882	複合

② 設置目的等

各施設の設置目的等は、以下に示すとおりです。

施設名称	設置目的
旧共同浴場	現在は普通財産となっている。
三宅町浄水場管理棟	生活用水その他の浄水を町民に供給し、公共の福祉の増進を図ることを目的とする。
三宅町消防器具庫	災害時に必要な機材などを格納することを目的とする。
三宅町消防器具庫 (第 2 分団)	災害時に必要な機材などを格納することを目的とする。
消防団詰所	消防団の参集場所・活動拠点として防災対策に資することを目的とする。
消防団倉庫	災害時に必要な機材などを格納することを目的とする。
小規模多機能型居宅介護事業所	現在は普通財産となっている。
上但馬東地区集会所	地域住民の社会的、経済的、文化的生活の向上と社会教育活動の振興を図ることを目的とする。
旧伴堂老人憩の家	現在は普通財産となっている。
三宅町交流まちづくりセンター MiiMo	三宅町の未来を育む交流まちづくり拠点として、多世代交流及び地域活動の活性化を図るとともに、地域の賑わいの創出と安心して生活できる地域社会の構築に寄与することを目的とする。



旧共同浴場



三宅町消防器具庫



三宅町消防器具庫(第2分団)



三宅町消防団詰所



小規模多機能型居宅介護事業所



三宅町交流まちづくりセンターMiMo

V 将来の更新等費用の試算

1. 更新等費用の試算

これまでに整備されたインフラを含む全ての公共施設は、大規模修繕や更新（建替え等）を行う必要があります。また、今後将来に向けてこれら施設の更新投資費用や財源確保及び最適な保有量等について検討しなければなりません。そのため、将来に発生する更新投資費用等について一定の基準に基づいてシミュレーションを行いました。

2. 更新等費用の試算方法

(1) 更新等費用の試算の前提条件（建築物・インフラ資産共通）

- 試算期間は 2022～2056 年度（35 年間）とします。
- 試算の対象は建築物及びインフラ資産（道路、橋梁、上水道、下水道）とします。なお、公園については管理棟やトイレなど建築物が無いことから、更新投資等費用の対象としていません。
- 単価や対策周期については、財団法人自治総合センター「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推進する方法に関する調査研究」（平成 23 年 3 月）、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成 27 年 4 月）」、一般財団法人建築保全センター「建築物のライフサイクルコスト」等を参考に設定しました。

(2) 建築物の試算条件

- 対象施設について、現在の施設規模のまま維持し続ける場合の計画的（時間計画）保全を想定した「単純更新パターン」と、長寿命化を行う場合を想定した「長寿命化パターン」を試算し、それぞれの概算事業費計を比較した差異を効果額として把握します。
- 「単純更新パターン」では、部位毎の修繕、大規模改修、更新に係る周期に基づき、現在の施設規模で大規模改修、更新を行った場合の概算事業費を試算します。
- 「長寿命化パターン」では、長寿命化が可能と判断された施設については築後 20 年・60 年に中規模改修、築後 40 年に大規模改修、築後 80 年に更新を行うこととし、これに基づき概算事業費を試算します。
- 中・大規模改修及び更新だけでなく、部位・設備に係る修繕・改修費用や、維持管理費用、除却費用等についても試算条件を設定のうえ試算に反映します。
- 試算結果は直接工事費と諸経費を含んだ工事費に消費税 10%を加算した概算事業費を示しています。

【建築物の更新・改修単価】

大分類別	大規模改修単価 (円/㎡)	更新単価(※) (円/㎡)
町民文化系施設	375,000	600,000
スポーツ・レクリエーション系施設	300,000	540,000
学校教育系施設	255,000	495,000
子育て支援施設	255,000	495,000
保健・福祉施設	300,000	540,000
行政系施設	375,000	600,000
公営住宅施設	255,000	420,000
その他	300,000	540,000

※更新費用は解体費含む。

【長寿命化における大・中規模改修・更新単価の設定】

主体構造別	中規模改修①・②	大規模改修	更新
SRC・RC・S造	更新の30%	更新の60%	100%
木造の公営住宅施設	—	—	100%

(3) インフラ試算の試算条件

- 策定済の関連計画において更新等費用が試算されている場合、関連計画の試算結果を反映します。
 なお、関連計画の試算期間が本計画の試算期間より短い場合、残りの期間は下記の条件により試算した結果を反映します。

【インフラの更新単価】

道路			
一般道路（舗装）	6	千円/m ²	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現在の道路の総面積を舗装の耐用年数とした15年で割ったものを1年間の舗装の更新量と仮定し試算 ✓ 関連計画（舗装修繕計画）における単価を採用
橋りょう			
PC橋	425	千円/m ²	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関連計画（三宅町橋梁長寿命化修繕計画）における試算結果を反映
その他	425	千円/m ²	
上水道（配水管）			
200mm以下	100	千円/m	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2022～2026年度は関連計画（三宅町水道事業戦略）の試算結果を反映 ✓ 2027～2056年度は本条件により試算 ✓ 耐用年数40年での更新を前提に、整備年度ごとの管種別、管径別の延長に更新単価を乗じることにより試算
250mm以下	103	千円/m	
300mm以下	106	千円/m	
下水道			
下水管	124	千円/m	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2022～2030年度は関連計画（三宅町下水道事業戦略）の試算結果を反映 ✓ 2031～2056年度は本条件により試算 ✓ 耐用年数50年での更新を前提に、年度ごとの管種別延長に更新単価を乗じることにより試算

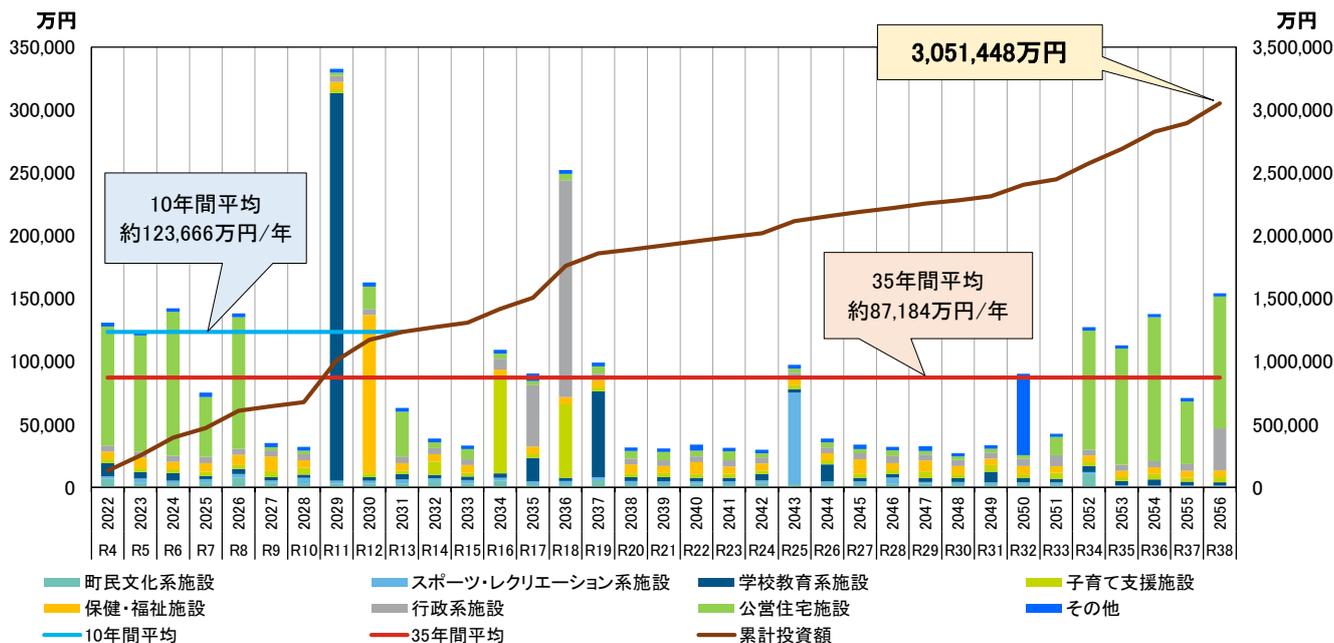
3. 公共施設（建築物）に係る更新等費用の試算

今後 35 年間にかかる建築物の更新等費用を試算すると、以下の図に示すとおりとなります。

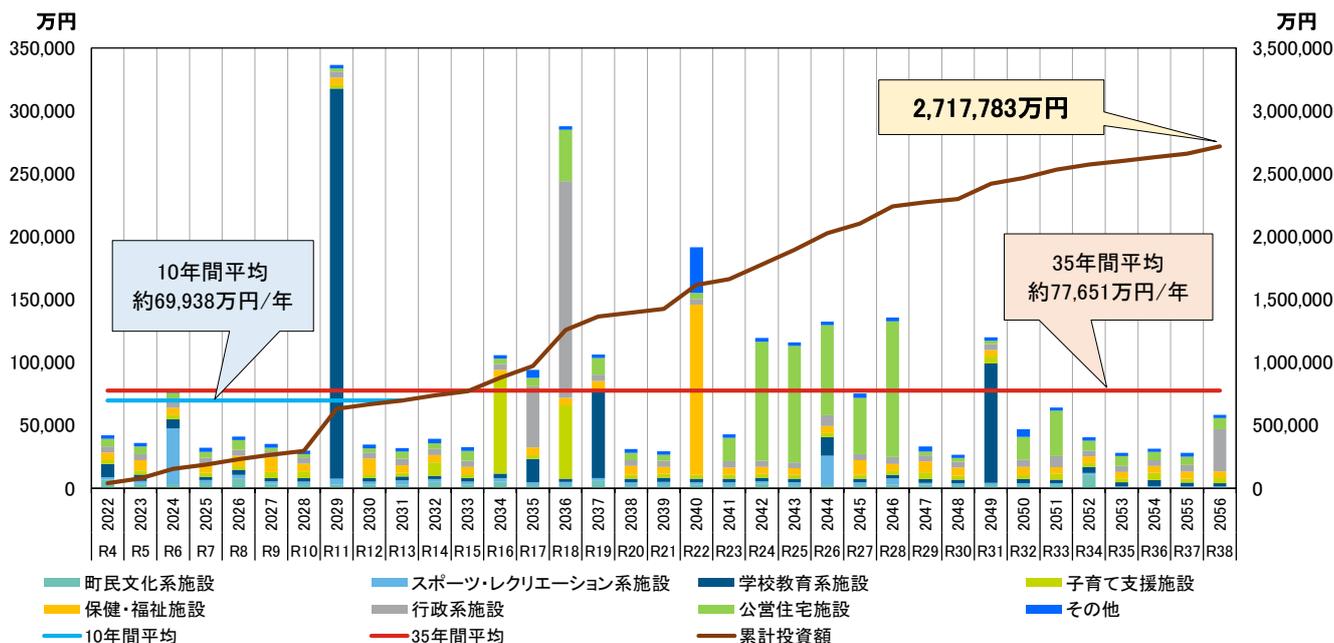
今後 10 年間では、公営住宅施設の更新等が必要なため毎年約 12 億 4 千万円程度の投資が必要となります。

今後 35 年間でみると、施設数が少ないこともあり毎年の必要額（平均額）は下がりますが、約 8 億 7 千万円程度の投資額が必要で、累積すると建築物だけで約 305 億円の投資額が必要となります。

図表 建築物に係る更新等費用の試算結果（単純更新パターン）



図表 建築物に係る更新等費用の試算結果（長寿命化パターン）

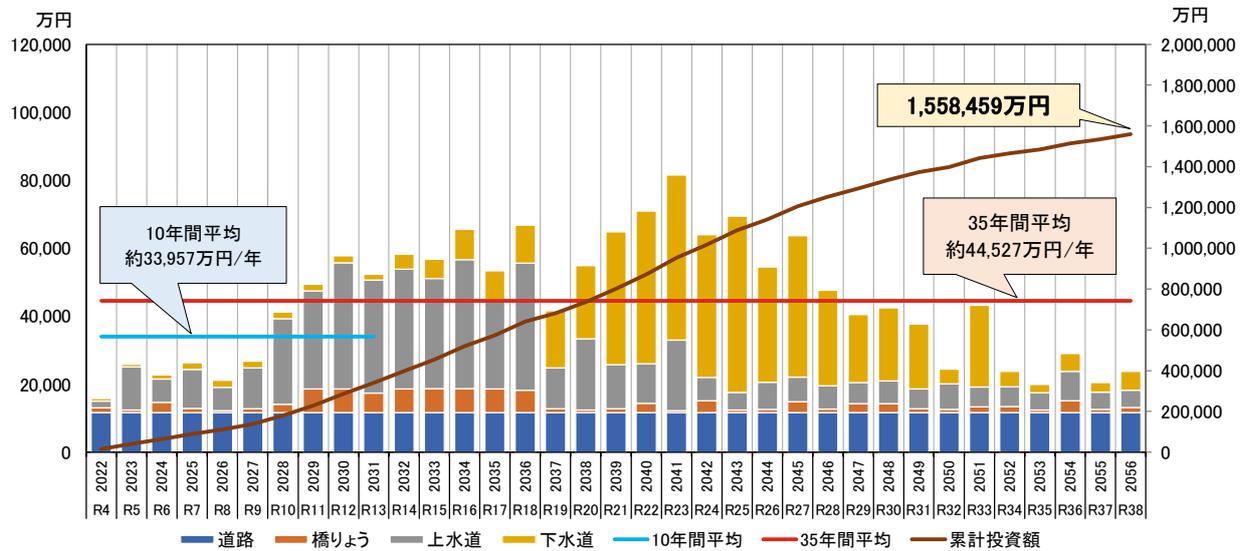


4. 公共施設（インフラ）に係る更新等費用の試算

今後 50 年間にかかるインフラの更新等費用を試算すると、以下の図に示すとおりとなります。

道路・橋梁については年 1 億円程度の投資額が必要となります。上水道については今後 5 年目以降から更新時期を迎える管路が増加し、下水道については今後 15 年目以降から更新時期を迎える管路が増加します。

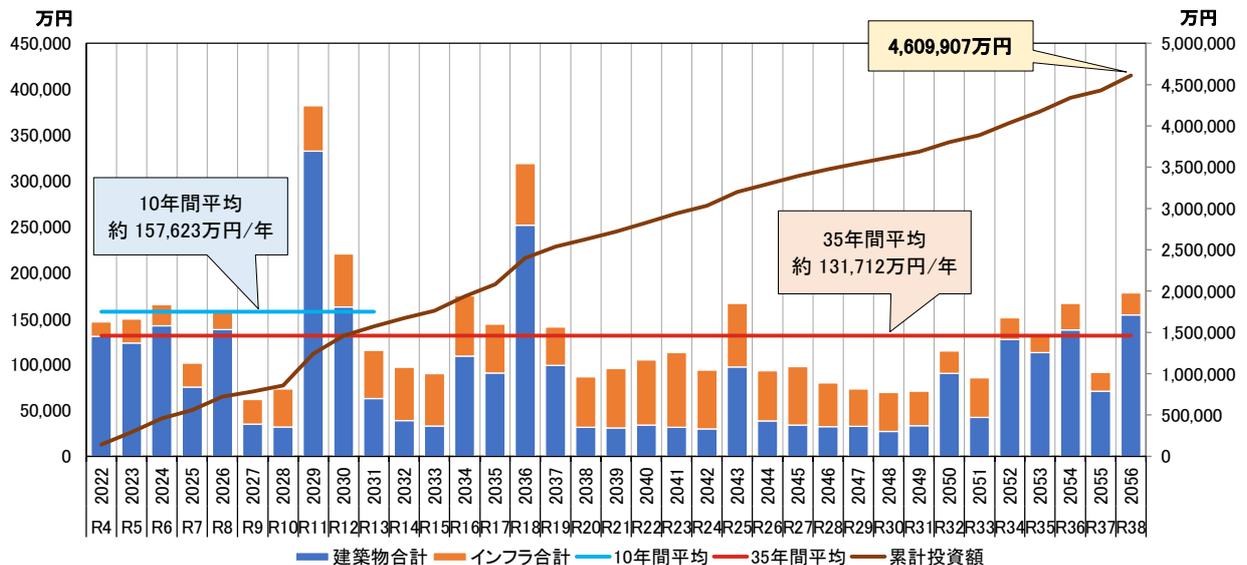
図表 インフラに係る更新等費用の試算結果



5. 公共施設（全体）に係る更新等費用の試算

建築物とインフラとを合わせた公共施設全体の更新等費用は以下に示すとおりで、今後良好な行政サービスを維持するためには毎年約 13 億 2 千万円程度の投資額が必要となっています。

図表 建築物（単純更新パターン）＋インフラに係る更新等費用の試算結果



6. 長寿命化による効果額

単純更新パターンと長寿命化パターンにおける更新等費用の差異を効果額といい、ここでは建築物の効果額を把握します。

【算出式】 効果額 = 単純更新パターン - 長寿命化パターン

図表 建築物の効果額

試算パターン	10年間（2022～2031）		35年間（2022～2056）	
	修繕・更新費計（億円）		修繕・更新費計（億円）	
単純更新パターン	123.7	12.4（/年）	305.1	8.7（/年）
長寿命化パターン	69.9	7.0（/年）	271.8	7.8（/年）
効果額	53.7	5.4（/年）	33.4	1.0（/年）

VI 課題の整理

1. 町勢概要等からみた公共施設に関する課題

(1) 将来的な人口減少と人口構成の変化を踏まえた公共施設のあり方

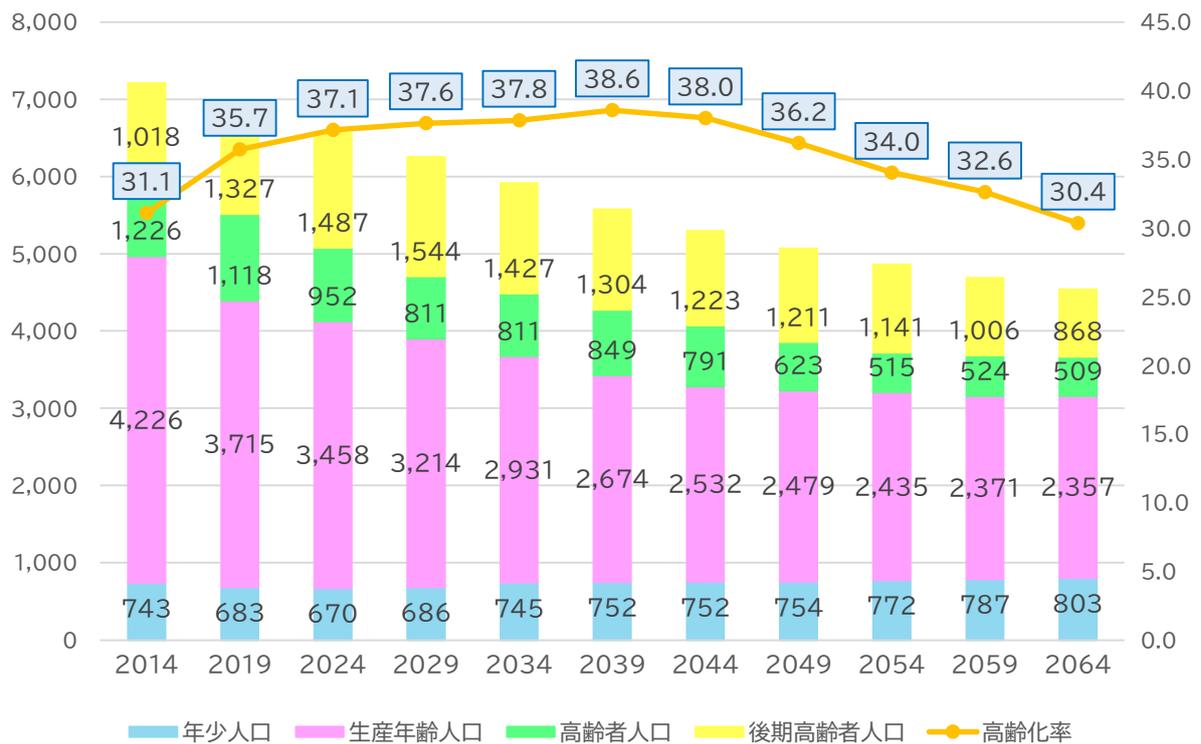
①現状

- 本町は、人口減少とともに少子高齢化の傾向が進行しています。
- 将来人口展望では減少傾向のまま推移し、令和21年（2039年）に総人口5,579人、令和46年（2064年）には総人口が4,537人にまで減少します。

②課題

- 生産年齢人口の減少が進行し、税収減少など財政面への影響が懸念されます。
- 高齢化率は上昇傾向にあるものの2039年をピークとして減少に転じると予測されており、人口構成の変化に伴う町民ニーズの変化に対応した公共施設サービスを検討する必要があります。

図表 三宅町の将来人口展望（再掲）



2. 公共施設全体の状況からみた課題

(1) 建築物

①現状

- 本町の公共施設（建築物）は、約 3.8 万㎡となっています。令和元年度時点では、町民 1 人当たり 5.26 ㎡/人であり、全国の市町村平均 3.82 ㎡/人、県全体 3.98 ㎡/人と比べ高い数値ですが、近隣の同規模自治体とは概ね同程度となっています。
- 施設面積のうち約 29%が公営住宅、次いで学校教育施設が約 22%、保健福祉施設が約 20%となっており、他市町村と比べ公営住宅の占める割合が高くなっています。
- 築年別で見ると小学校、役場庁舎と規模の大きな施設が築 40 年以上経過し、近い将来に大規模改修や更新時期を迎えます。

②課題

- 町民 1 人当たりの公共施設面積は小さくないものの、施設数や規模も小さく、削減できるような余剰はあまりない状況です。
- 生涯学習等施設や保健福祉施設は、今後も需要があることが想定されます。そのため、築後 20 年から 29 年の多くの施設は、劣化・老朽化等への対策を検討する必要があります。

(2) 道路

①現状

- 町が管理している道路の総整備面積は約 29 万㎡となっています。

②課題

- 道路は町民生活を支える基盤であり、適切な維持管理が必要です。事後保全型の維持管理ではなく、策定済みである舗装修繕計画に基づいた予防保全型の維持管理の実施を検討する必要があります。

(3) 橋梁

①現状

- 町が管理している橋梁は 72 本あり、総整備面積は約 3,981 ㎡となっています。

②課題

- 策定済みである三宅町橋梁長寿命化計画に基づく適切な維持管理を進めるため、計画的な財源確保と事業の実施を検討する必要があります。

(4) 上水道

①現状

- 整備のピークは、昭和 40 年代以前と、昭和 60 年代半ば～平成 10 年にかけてあります。昭和 40 年以前の管路や施設については耐震化が十分でないことから、給水区域間のバックアップ機能向上のための対策や、施設の強靱化が必要な状況です。
- 古い管路については、敷設区間を確認し早急に交換する必要があります。

②課題

- 策定済みである水道事業経営戦略に基づく計画的な取組の推進が必要です。

(5) 下水道

①現状

- 総整備延長は約 45kmとなっています。整備のピークは昭和 60 年代と平成に入ってから約 5 年間となっています。
- 下水道事業の経営基盤の強化が急務となっているため、地方公営企業法の全部適用を目指した取組を進めます。

②課題

- 地方公営企業法の全部適用を目指した取組を進めるとともに、独立した事業経営が可能な体制構築を検討し、策定済みである下水道事業経営戦略に基づき、計画的な管路の長寿命化を図る必要があります。

(6) 公園

①現状

- 公園の総整備面積は、約 4.3 万㎡となっています。昭和 62 年度（1987 年度）が整備のピークとなりますが、これは三宅中央公園の整備によるものです。

②課題

- 今後、住民が使いやすい公園を検討する必要があります。

3. 町民意向からみた課題（平成 28 年度町民アンケート）

①現状

- 庁舎を除くいずれの公共施設についても、「5 割以上が利用したことがない」、もしくは「施設の存在を知らない」と回答しており、とりわけ 20 代の若い年代においてその比率は高くなっています。
- 稼働率や利用者数が少ない施設、近隣施設と機能が重複している施設、ニーズに合わなくなった施設、利用禁止されている施設、老朽化した施設については、削減してもよいと考えられる傾向が強く、庁舎、高齢福祉施設といった公共性の高い施設は、それぞれ 5 割以上が残すべきと回答しています。
- 今後、公共施設を維持していく上での必要な取組について、「利用していない町の土地を売却・賃貸して収入を得る」を実施すべきとする回答が最も多く、一方で、利用者の負担に直接的に影響する設問については、実施すべきでないとする回答が多くなっています。
- 地域の活動拠点について、7 割以上が必要と回答しています。
- いずれの施設も、光熱水費相当分は利用者が負担すべきとの回答が多くなっており、一方で、高齢福祉施設については、不足分は税金で負担すべきとの回答が、他施設に比べて高くなっています。
- 施設使用料の基準については、管理運営にかかる費用を参照すべきとの回答が多い結果となっています。
- 耐震性の低い施設について、建物は解体するが機能を別の施設へ移設すべきとの回答が多い結果となっています。

②課題

- 町民ニーズに応じたサービスの提供に努めることで、利用を促進させ、長期的に愛着を持って使用できる公共施設にしていく必要があります。
- 施設の公共性や利用状況などを鑑みたうえで、機能の重複や低・未利用施設に焦点をあて、削減を検討する必要があります。
- 管理運営費について、公共性が高い高齢福祉施設は、税金負担も念頭において検討する必要があります。また、使用料金については、各施設の管理運営に関する実費などに基づいて算出する必要があります。
- 耐震性の低い建物について、必要性が高い機能は他施設への統合（施設の多機能化）を視野に入れ、解体を検討する必要があります。

4. 施設用途別（建築物）の課題

（1）学校教育施設

①現状

<小学校>

- 町内の小学校は、三宅小学校の1校となっています。
- 小学校校舎の多くは昭和56年（1981年）以前の建築物となっています。
- 小学校校舎は8棟の建築物で構成されており、全て耐震化対策実施済みとなっています。また、バリアフリー等についても対策されています。

<幼稚園>

- 町内の幼稚園は、三宅幼稚園（幼稚園棟）の1園となっています。
- 幼稚園の建物は全て昭和52年（1977年）に整備されています。
- 幼稚園は1棟から構成され、平成24年度には耐震補強及び大規模改修工事を実施しており、耐震化対策は全て実施済みです。また、バリアフリー等についても対策されています。
- 平成28年度より、三宅幼稚園と伴堂保育所を統合し、三宅幼稚園（認定こども園）として運営しています。

②課題

<小学校>

- 現在の施設を使い続けるためには適切な維持管理、計画的な修繕を検討する必要があります。

<幼稚園>

- 認定こども園として運営することで教育・保育サービスの向上が望まれる一方、既存施設を活用することから、適切な維持管理、計画的な修繕を検討する必要があります。



(2) 生涯学習等施設

①現状

<生涯学習施設>

- 町内の生涯学習施設は、伴堂東公民館分館、三宅町文化ホール、三宅町つながり総合センター（上但馬隣保館）、人権センターの4施設となっています。
- 伴堂東公民館分館は昭和56年（1981年）以前に整備されていますが、耐震化診断が未実施です。また、バリアフリー等については対策されていません。
- 伴堂東公民館分館については、平成28年度に実施した町民アンケートでは約半数が利用したことがないと回答しています。また、利用者負担については、3割以上が「現状の利用料金を維持し、不足は税金で負担すべき」と回答しています。
- 三宅町つながり総合センターは上但馬隣保館と上但馬児童館の複合施設となっていますが、未耐震施設のため現在は閉鎖中です。
- 三宅町文化ホール、三宅町つながり総合センター（上但馬隣保館）、人権センターについては、平成28年度に実施した町民アンケートでは約3割が年数回以上利用すると回答しており、他の施設より利用頻度が高くなっています。

<スポーツ施設>

- 町内のスポーツ施設は、東屏風体育館、三宅町体育館の2施設となっています。
- 各施設とも指定管理者による運営を行っています。
- 東屏風体育館は昭和62年（1987年）、三宅町体育館は昭和58年（1983年）に整備されています。
- 各施設とも昭和56年（1981年）以降の建築で、耐震化基準に適合しています。
- 平成28年度に実施した町民アンケートにおいて、約7割が利用したことがないと回答しています。

②課題

<生涯学習施設>

- 伴堂東公民館分館は昭和56年（1981年）以前に整備されており、耐震化診断や計画的な修繕、長寿命化対応を検討する必要があります。また、地区住民が利用する他施設との機能統合・複合も検討する必要があります。
- 三宅町文化ホール、人権センターは一定の利用が確保されている施設であるため、適切に利用できるように施設の修繕や改修、長寿命化対応を検討する必要があります。
- 閉鎖施設については、廃止・撤去・売却等、利活用策について検討する必要があります。

<スポーツ施設>

- 各施設とも昭和56年（1981年）以降の建築で、耐震化基準に適合していますが、築後約30年経過していることから、計画的な修繕、長寿命化対応を検討する必要があります。

(3) 保健福祉施設

①現状

<高齢福祉施設>

- 町内の高齢福祉施設は、あざさ苑、上但馬団地老人憩いの家、上但馬老人憩いの家、三河老人憩いの家、但馬老人憩いの家、三宅町高齢者作業所の6施設となっています。
- あざさ苑については指定管理者による運営を行っています。
- 高齢福祉施設は新耐震基準以降の建築のため基準適合となっています。また、バリアフリー等について、あざさ苑はほとんどの項目で対応ができています。
- 平成28年度に実施した町民アンケートにおいて、施設量について6割以上が「適量」と回答している一方、「多い」「やや多い」の回答が約3割となっており、「少ない」「やや少ない」を上回っています。

<児童福祉施設>

- 町内の児童福祉施設は、旧上但馬保育所、三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）、上但馬団地児童館、三宅幼稚園（保育所棟）の4施設となっています。なお、上但馬団地児童館は現在休館、旧上但馬保育所と三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）は現在閉鎖されています。
- 三宅幼稚園（保育所棟）、旧上但馬保育所は昭和50年以前に建築され、築40年以上が経過しています。また、三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）は昭和54年（1979年）、上但馬団地児童館は昭和63年（1988年）に整備されています。
- 旧上但馬保育所は耐震化診断未実施、伴堂保育所は耐震化診断の結果、基準適合となっています。三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）は耐震化診断の結果、基準不適合となっています。
- 平成28年度より、三宅幼稚園と伴堂保育所を統合し、三宅幼稚園（認定こども園）として運営しています。

②課題

<高齢福祉施設>

- あざさ苑は年間5千人程度が利用していますが、老人憩いの家については利用者が減少傾向にあり、また、平成28年度に実施した町民アンケートにおいて施設量についても「多い」との回答が約3割となっていることから、施設利用ニーズに適合した対応を検討する必要があります。

<児童福祉施設>

- 認定こども園として運営することで教育・保育サービスの向上が望まれる一方、既存施設を活用することから、適切な維持管理、計画的な修繕を検討する必要があります。
- 閉鎖施設については、廃止・撤去・売却等、利活用策について検討する必要があります。

(4) 公営住宅

①現状

- 町内の公営住宅は、改良住宅、上但馬団地の2施設となっています。
- 改良住宅は昭和61年(1986年)から平成14年(2002年)までの間で建築されています。上但馬団地は昭和49年(1974年)から平成9年(1997年)にかけて建築されています。
- 改良住宅は18棟、上但馬団地は55棟の建物があり、上但馬団地の1棟を除き新耐震基準以降の建築物のため耐震基準適合となっています。また、バリアフリーについては特に対策されていません。

②課題

- 築後20～30年経過している施設であることから、計画的な修繕・改修を検討する必要があります。

(5) 庁舎等

①現状

- 町内の庁舎は、役場庁舎の1施設となっています。
- 役場庁舎は昭和51年(1976年)建築で、築40年が経過しています。
- 庁舎の建築物は3棟で、うち1棟は耐震化診断の結果、耐震基準不適合となっていますが、平成29年度に耐震化改修を実施しました。また、バリアフリー等についてはエレベーターと車いす用トイレ等については対策済みです。

②課題

- 築後40年が経過しており、計画的、定期的な劣化・老朽化に対する対応を検討する必要があります。

(6) その他

①現状

- その他の施設として、旧共同浴場や浄水場管理棟、消防器具庫、MiiMoなど10施設を保有しています。
- 三宅町浄水場管理棟、消防器具庫、小規模多機能型居宅介護事業所、上但馬東地区集会所、旧伴堂老人憩の家は築40年以上と古く、消防器具庫(第2分団)は平成16年(2004年)度築で比較的新しい建物となっています。
- 三宅消防団器具庫(第1分団)及び三宅消防団器具庫(第3分団)を統合し、平成28年に消防団詰所と消防団倉庫を整備しました。
- 令和2年度にまちづくり・地域交流の拠点としてMiiMoを整備しました。
- 三宅町消防器具庫のみ耐震化診断を実施していませんが、上但馬東地区集会所は耐震化診断の結果、基準不適合となっています。
- バリアフリー等については、MiiMo・浄水場管理棟で対策されています。

②課題

- 三宅消防団器具庫(第1分団)及び三宅消防団器具庫(第3分団)の統合後の跡地活用策の検討が必要です。

Ⅶ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 基本的な考え方

人口ビジョンでは、今後の施策の効果次第ではあるものの、合計特殊出生率の向上や定住・移住促進等により2064年の人口を4,537人に維持する目標を掲げていますが、いずれにせよ将来的には6,500人を超える現在の人口から大きく減少することが予想されており、今後の公共施設等の管理においてはこの人口減少を踏まえた方針を検討する必要があります。

公共施設等の更新投資を踏まえた財政シミュレーションの試算では、本町で今後35年間に必要となる更新投資額は、公共建築物とインフラ資産を合わせると約461億円となり、人口1人当たりになると、約664万円/人（令和元年末住民基本台帳人口6,940人）となります。

本町では、町民1人当たりの公共建築物の面積は、県内他市町村や全国平均と比べても多く（全国・県平均の約1.3倍）なっていますが、三宅町は公共建築物の数そのものが少なく、元々削減できるような余剰はあまりない状況であると考えられます。

また、三宅町の公共建築物のうち、最も大きな割合を占めるのは「公営住宅」であり、総面積の約29%を占めています。次いで面積が大きいのは「学校教育施設」の約22%、「保健福祉施設」の約20%と続いており、この3用途だけで全体の約7割を占めている状況です。削減の難しい用途が大部分を占めるという状況の中では、公共建築物の総面積を削減することは、極めて困難であると考えられます。

そのため、劣化・老朽化した建築物の廃止等、一定の公共施設の削減の検討を行う一方で、効率的な維持管理による施設の長寿命化、施設の複合化・多機能化や民間活力の導入による整備運営コストの削減など、中長期的視点での財政負担の軽減・平準化を図るための公共建築物の合理化を推進する必要があります。

また、公共建築物の合理化だけで対応するのではなく、歳入の確保や、歳出抑制をより厳しく行うなど、財政全体で対応する必要があると考えられます。

以上を踏まえ、本町の公共施設等の管理に関する基本方針として以下の4つを掲げます。

基本方針1 公共建築物保有量の適正化

⇒ 将来の人口減少や財政事情等を踏まえ公共建築物の保有量を維持・抑制します。

基本方針2 長寿命化の推進

⇒ 安全性を確保しつつ長寿命化し、既存施設を効率的に活用します。

基本方針3 維持管理費用の縮減

⇒ 維持管理の適正化と予防保全により既存施設を効果的に活用します。

基本方針4 効率的な利活用の推進

⇒ 地域コミュニティの維持やまちづくりの観点から施設を有効に、賢く活用します。

2. 計画期間

公共施設等総合管理計画では、10年以上の計画期間の設定が必要となります。本町では計画期間を40年とします。

3. 基本方針

(1) 公共建築物保有量の適正化

～将来の人口減少や財政事情等を踏まえ公共建築物の保有量を維持・抑制します～

公共施設等のあり方や必要性について、今後の人口減少を踏まえた財政状況を考えると公共建築物の保有量を維持・抑制する必要があります。また、整備した公共建築物の維持管理に係る費用は、基本的に町の単独費から捻出する必要があります。財政状況が厳しくなるが見えている中で、後年の公共建築物の維持管理コストを確保することは困難であるといえます。

一方で、本町は公共建築物の数そのものが少なく、元々削減できるような余剰はあまりない状況であることから、公共建築物については、必要なサービス水準を確保しつつ施設の複合化・多機能化を図るなど、公共建築物に係る整備や維持管理のコスト削減を図ります。

今後、老朽化した施設の廃止や施設の統廃合（多機能化）を推進し、現在保有している公共建築物と整備計画のある公共建築物の面積を保有上限とします。

※新たな行政ニーズなどにより、新規整備が必要とされる場合には以下の点などについて、慎重な審議を行ったうえで新規整備について決定するものとします。

ア 今後の人口減少、人口構成の変化、町民ニーズを踏まえたうえでの新規整備の必要性。

イ 新規整備費及びライフサイクルコストを算出し、本町の財政シミュレーション上、維持可能であるか。

ウ 既存施設への複合化などの検討。

個別方針① 統合や廃止の推進方針

【公共建築物】

施設の配置状況、利用状況、施設の劣化・老朽度、類似施設の有無等を考慮して総合的に評価したうえで、統廃合を検討していきます。

また、施設の統合（集約化・複合化）や廃止を行う場合は、公共施設で提供すべきサービスの必要性の有無も含めて検討していきます。

個別方針② 施設の複合化・多機能化

【公共建築物】

施設スペースの有効活用をするため、施設の稼働状況や利用者の状況を踏まえ、町民に対する公共サービスの向上の観点から、施設の複合化・多機能化を進めます。

個別に存在していた施設を複合化することで、新たな機能連携や新たな公共サービスの提供に繋がり、より町民に利用される施設を目指します。

(2) 長寿命化の推進

～安全性を確保しつつ長寿命化し、既存施設を効率的に活用します～

今後、利用状況や必要性を把握したうえで使用を継続する必要がある公共建築物は、安全性を確保し長寿命化を図ります。

公共建築物を効率的に使い続けるため、長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減と構造的な耐用年数まで使用可能な状態を維持できるよう取り組みます。

耐震化について、対応の優先度を踏まえ計画的な事業実施を行います。また、長寿命化については、予防保全による修繕・改修に合わせて計画的に対応を進めます。

修繕・改修にあたっては、高齢者・障がい者等を含む全ての人に利用しやすいユニバーサルデザイン化を検討します。

個別方針① 長寿命化の実施方針

【公共建築物】

今後も活用していく施設は、計画的に長寿命化を進め、施設の安全性を確保しながら構造的な耐用年数まで使用可能な状態を維持できるよう取り組みます。また、施設の状態を把握しながら耐用年数以上の使用を検討していきます。

【インフラ資産】

施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行い、長寿命化を図りながらライフサイクルコストを削減していきます。

個別方針② 耐震化の実施方針

【公共建築物】

耐震化されていない施設については、本計画の方針に沿って施設の必要性を判断したうえで、老朽化が進んでいるものや小規模のものなどは更新や統廃合を行い、長期的な利用が想定されるものは、耐震性の向上を目指し、早急に耐震化を実施していきます。

個別方針③ ユニバーサルデザイン化の実施方針

【公共建築物及びインフラ資産】

施設の整備あるいは修繕・更新に際しては、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が快適に利用することができるよう配慮したデザインを検討します。

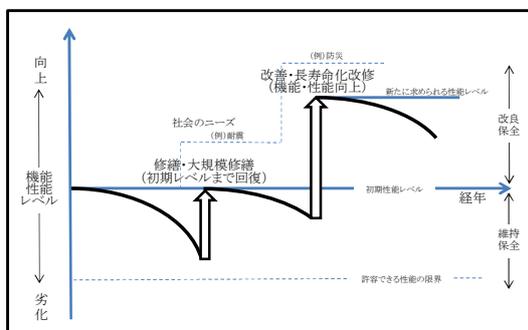
個別方針④ 地域環境配慮型公共施設の検討

【公共建築物及びインフラ資産】

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）では、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられており、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進することとしています。

このため、公共施設においても太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入等の取組を検討します。

図表 長寿命化改修イメージ



参考：学校施設の長寿命化改修の手引（文部科学省）

(3) 維持管理費用の縮減

～維持管理の適正化と予防保全により既存施設を効果的に活用します～

中長期的な視点での財政負担の軽減、平準化を図るため、適正かつ効率的な維持管理により維持管理費の縮減を図ります。

公共建築物については、これまでの事後保全の考え方から転換し、予防保全の考え方を取り入れた計画的な点検と安全確保のための対策を推進します。

また、公共建築物全体を総合的に捉えた保全計画の策定や計画に合わせた包括的な工事発注等により、ライフサイクルコストの削減や財政負担の平準化を図ります。

インフラ資産については、町民生活や社会経済活動などへの影響が大きく、保有量を縮減していくことは難しい状況です。そのため、既整備部分は、不具合時のリスクが大きい箇所へ優先投資を行い、リスクが小さい箇所は優先順位を下げるなど効率的な管理を目指すリスクベース・メンテナンスの考え方を取り入れます。

個別方針① 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【公共建築物】<予防保全型維持管理>

施設に係るデータベースを整備し、維持管理・修繕・更新等の履歴を蓄積して分析し、予防保全型維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの削減・平準化を図ります。

データベースに基づく分析と公会計を活用した管理会計データを活用し、財政と連動した予防保全型維持管理を行うことを目指します。

設備等の更新に関しても、計画的な更新に留意するとともに、省エネルギー機器や再生可能エネルギー利用設備の導入により、ライフサイクルコストの軽減に繋がる対策を図ります。

【インフラ資産】<リスクベース・メンテナンス>

インフラ資産については、リスクベース・メンテナンスの考え方を取り入れ、道路、橋梁、上水道、下水道等のインフラ種類ごとに、劣化が進みやすい部分、機能が損なわれた際の社会的な被害の大きさなどから管理対象を区分したうえで、随時、劣化状況等を把握しながら、効率的な維持管理・修繕・更新等に努めます。

個別方針② 点検・診断等の実施方針

【公共建築物】

学校、体育館などの不特定多数の人が利用する特殊建築物等については法定点検（※建築基準法第12条第3項の定期点検）の実施と結果の活用、それ以外の施設については職員により日常的に管理を行うなど、定期的・計画的に施設の点検・診断を実施し、その結果を踏まえて適切な対応を行うことで、施設の劣化を未然に防ぎます。

【インフラ資産】

インフラ長寿命化計画など国から示される技術基準等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施します。

個別方針③ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

【公共建築物】

公共・公益的な目的を踏まえつつ、余剰となった土地・建物について売却や賃貸などの有効活用を検討することで、資産利用の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減を図ります。

(4) 効率的な利活用の推進

～地域コミュニティの維持やまちづくりの観点から施設を有効に、賢く利活用します～

公共建築物は、既存建築物を有効活用することを原則としますが、機能統合等により余剰となった公共建築物は、地域団体を含む民間への貸与・譲渡を検討します。また、必要に応じて施設用途の見直しを行い地域コミュニティの維持・形成に有効に活用します。

現在ある公共建築物の運営や更新については、P F I による施設整備や複数施設の一元管理など P P P 手法による民間活力の導入を検討します。また、近隣自治体の大型施設については広域連携による相互利用についても検討します。

個別方針① 民間活用（P P P / P F I 等）の考え方

【公共建築物】

公共施設として機能を存続させる施設を更新する場合は、P P P / P F I 手法を導入した効率的・効果的な施設整備を検討します。

施設の中で、町が保有し続ける必要性が少ないと判断された施設や民間活力による機能の維持・向上を期待できるものについては、民間などへの貸与・譲渡等についても検討します。

特に、コミュニティ形成に資する施設については、地域の支援団体を含めた民間組織が施設の貸与・譲渡等を受け、空きスペース等を活用し、収益を上げながら施設の維持管理費を捻出し、地域主体で地域コミュニティの維持やまちづくり活動を継続できる手法を検討します。

公共施設として維持する施設については、維持管理や運営に民間事業者のノウハウの活用、民間施設を活用した公共サービスの展開など、町民を含めた民間との適正な役割分担のもと P P P 型の手法を検討し、財政負担の軽減やサービス水準の向上を図ります。

個別方針② 安全確保の実施方針

【公共建築物】

施設管理者による自主点検を実施できる仕組みの構築や法定点検の適正な実施を進めます。

また、不特定多数が利用する施設、地区の拠点となる施設など、安全性の確保が必要と判断した施設については、平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、優先的に安全性の確保を図ります。

指定管理者制度を採用している施設については、指定管理者との協働・連携のもと、適正な施設管理を徹底します。

【インフラ資産】

国の各種点検基準等の整備状況を勘案しながら、個別施設計画に基づき、安全確保のための的確な対応を図ります。

VIII 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共施設全体の管理に関する基本的な方針

公共施設全体の管理に関する基本的な方針を以下のように位置づけます。

公共施設	管理に関する方針
建築物	○三宅町公共施設個別施設計画に基づき、計画的に修繕・改修等を実施します。 ○長寿命化が可能な施設は長寿命化を実施します。 ○施設ごとに優先順位を設定し、複合化・統廃合についても検討を行います。
道路	○舗装修繕計画に基づき、路面性状調査により把握された修繕区間の優先順位に従い舗装修繕を適切に実施し、町民生活の基盤となる道路保全を図ります。
橋梁	○三宅町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型の修繕等対応により長寿命化を実施し、将来的な財政負担の低減及び道路交通の安全性の確保を図ります。
上水道	○三宅町水道事業経営戦略に基づき、広域連絡管の整備や経年管の更新について優先順位を決めたうえで計画的に更新工事を実施します。
下水道	○三宅町下水道事業経営戦略に基づき、今後老朽化が懸念される下水道管については計画的に長寿命化を図ります。 ○今後の更新投資のための費用確保・財源確保の観点からも経営状態のより詳細な把握を行うために、下水道事業の法適化については移行を進めます。
公園	○三宅町公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な点検補修等を行い、長期間にわたり機能の継続を図ります。また、予防保全型管理・事後保全型管理を計画的に行い、適切な維持管理を図ります。

2. 施設類型ごとの基本の方針

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下のように位置づけます。

施設用途	管理に関する方針
(1) 学校教育施設	
①小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的な修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。 ○校舎の多くは昭和 56 年（1981 年）以前の建築物であるため、施設の状況に応じて改築または大規模改修等の実施を検討します。
②幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的な修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。 ○施設の状況に応じて改築または大規模改修等の実施を検討します。
(2) 生涯学習等施設	
①生涯学習施設	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の計画的な修繕や改修を行いつつ、施設の利用状況等を鑑みたうえで除却等も含め対策を検討します。
②スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的な修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。 ○施設の状況に応じて改築または大規模改修等の実施を検討します。 ○施設の利用状況等を鑑みたうえで、コミュニティ活動の低下を招かないよう、町民ニーズの変化に対応したサービスの提供を行い、施設利用を促進させます。
(3) 保健福祉施設	
①高齢福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的な修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。 ○施設の状況に応じて除却や改築・大規模改修等の実施を検討します。 ○住民の利用ニーズに応じたサービスを提供していくとともに、施設機能の継続及び廃止、用途変更等の方向性について検討します。
②児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的な修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。 ○施設の状況に応じて除却や改築・大規模改修等の実施を検討します。 ○閉鎖施設については、建物の利活用及び廃止を含め、有効的な方法を検討します。
(4) 公営住宅	
①公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○三宅町公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の長寿命化を図りながら計画的に維持管理及び改修・更新を行います。 ○人口の減少を踏まえ、耐用年数に達した維持管理費の多大な住宅については、用途廃止を含めた方向性について検討します。
(5) 庁舎等	
①庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的な修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。 ○施設の状況に応じて改築または大規模改修等の実施を検討します。

施設用途	管理に関する方針
(6) その他	
①その他	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的な修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。 ○未使用施設及び閉鎖施設については、建物の利活用及び廃止を含め、有効的な方法を検討します。

IX 計画の推進にあたって

1. 計画の推進方針

(1) 庁内推進体制

本計画策定後の推進体制については、公共施設等の更新や大規模改修等の計画段階において庁内会議を行い、庁内横断的な意思決定や調整を図ります。

計画推進に向けた統括は、公共施設等総合管理計画担当が本計画の進行状況の把握や公共施設等のデータを管理し、全庁的な調整を行います。

各公共施設等の所管部署は各施設の劣化状況等を把握し、維持管理（営繕補修等）や運営（施設サービス等）にかかる部分を担当します。

(2) 町職員の啓発・意識付け

公共施設の総合的な管理を推進していくためには、公共施設に係るコスト、将来を含めた町の財政状況、公共施設の適正管理のあり方などを各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。

そのため、社会経済情勢の変化、財政状況、人口減少・人口構成の変化に伴う町民ニーズの変化等を踏まえた適切な公共施設の管理を実施できるよう、研修や勉強会等を適宜実施することなどにより、公共施設の総合的な管理に対する町職員の理解の促進、意識の醸成を図ります。

(3) 広域的な連携・協力（大和まほろば広域定住自立圏）

本町は「第2次大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョン（令和2年4月）」において、公共施設に係る取組として公共施設相互利用促進事業を掲げ、圏域の各団体が保有するスポーツ施設の相互利用の取組を進めています。

定住自立圏公共施設マネジメント広域連携協議会では、圏域内における広域でのファシリティマネジメントのさらなる推進に向けて、より効率的・効果的な公共サービスを提供するため、広域連携による取組の中で共同での整備・運営手法の方向性についてさらなる検討を行いました。検討においては一例として、稼働率向上・圏域住民の利用の便のさらなる向上に向けた圏域内の市民文化系施設の共同利用や、発注コストの低減、不足する技術職員の代替効果などが期待される行政系施設の共同管理等について意見交換がされました。今後もさらに圏域の各団体との意見交換を図り、広域連携の取組推進を検討していきます。

(4) 地方公会計（固定資産台帳）の活用

建築物・インフラ資産いずれの情報も網羅的に把握でき、かつ一元的な管理が可能であること、また公会計による金額情報が把握できる等の理由により、本計画の更新にあたっては固定資産台帳との連携を図ることを検討します。このため、毎年、固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することとします。

2. フォローアップの実施方針

(1) 個別施設ごとの推進計画・アクションプラン等の策定及び各種関連計画との連携

本計画に示す公共施設の総合的な管理に対する基本的な考え方や取組の方向性に基づき、個別施設計画や長寿命化計画といった具体的な計画を策定・更新します。また、その具体計画の内容を適宜本計画にフィードバックし反映するなど本計画と各種関連計画との整合を図ります。

(2) 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については庁内会議により、計画の進捗状況や達成度等について検討・協議し、的確に管理を行います。

計画の見直しについては、概ね5年を目処に計画の改訂に向けた検討を行うこととしますが、各個別計画の策定や見直しを実施した場合、本町のまちづくりの動向や社会経済情勢等に大きな変化が生じた場合などにも、必要に応じて適宜見直しを行います。

資料 1. 対象とする施設の棟一覧

【表の見方】

大分類	公共施設全体における用途分類
中分類	大分類内における用途分類
施設名	施設の名称。
建物名、棟名	建物、棟の名称。
建物延床面積 (㎡)	棟の延べ床面積。
建物構造	①CB造：コンクリートブロック造 ②S造：鉄骨造 ③軽S造：軽量鉄骨造 ④RC造：鉄筋コンクリート造 ⑤SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造 ⑥S他造：鉄骨その他造 ⑦木造 の7分類。
建築年度	建築された年度。
単独／複合	単独：単独施設、複合：複合施設。

【棟一覧】

番号	大分類	中分類	施設名	建物名、棟名	建物延床面積 (㎡)	建物構造	建築年度	単独／複合
1	学校教育施設	小学校	三宅小学校	校舎①	4,273	RC造	S45	単独
2	学校教育施設	小学校	三宅小学校	校舎③	1021	RC造	S51	単独
3	学校教育施設	小学校	三宅小学校	校舎④	310	RC造	S56	単独
4	学校教育施設	小学校	三宅小学校	渡り廊下	288	S造	S51	単独
5	学校教育施設	小学校	三宅小学校	体育館	1,202	RC造	S53	単独
6	学校教育施設	小学校	三宅小学校	体育倉庫	97	S造	S59	単独
7	学校教育施設	小学校	三宅小学校	プール・機械室	38	S造	S57	単独
8	学校教育施設	小学校	三宅小学校	エレベーター	37	S造	H13	単独
9	学校教育施設	幼稚園	三宅幼稚園（幼稚園棟）	保育室北棟	1,012	S造	S52	単独
10	生涯学習等施設	生涯学習施設	伴堂東公民館分館		73	S造	S53	単独
11	生涯学習等施設	生涯学習施設	三宅町文化ホール		1,922	RC造	H5	単独
12	生涯学習等施設	生涯学習施設	三宅町つながり総合センター（上但馬隣保館）		692	RC造	S54	複合
13	生涯学習等施設	生涯学習施設	人権センター	上但馬団地解放会館	397	S造	S50	単独
14	生涯学習等施設	スポーツ施設	東屏風体育館		537	S造	S62	複合
15	生涯学習等施設	スポーツ施設	三宅町体育館		1,187	RC造	S58	単独
16	保健福祉施設	高齢福祉施設	あざさ苑	あざさ苑	3,638	RC造	H13	単独
17	保健福祉施設	高齢福祉施設	上但馬団地老人憩いの家		99	木造	S63	単独
18	保健福祉施設	高齢福祉施設	上但馬老人憩いの家		174	S造	H4	単独
19	保健福祉施設	高齢福祉施設	三河老人憩いの家		42	木造	S63	単独
20	保健福祉施設	高齢福祉施設	但馬老人憩いの家		78	S造	S58	単独
21	保健福祉施設	高齢福祉施設	三宅町高齢者作業所		192	S造	H1	単独
22	保健福祉施設	児童福祉施設	三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）		390	RC造	S54	複合
23	保健福祉施設	児童福祉施設	上但馬団地児童館	上但馬団地児童館	331	S造	S63	単独
24	保健福祉施設	児童福祉施設	旧上但馬保育所		1,104	RC造	S47	複合
25	保健福祉施設	児童福祉施設	三宅幼稚園（保育所棟）	管理棟	1,355	S造	S49	単独
26	公営住宅	公営住宅	改良住宅	1・2号	154	木造	S61	単独
27	公営住宅	公営住宅	改良住宅	3・4号	154	木造	S61	単独
28	公営住宅	公営住宅	改良住宅	5・6号	154	木造	S61	単独
29	公営住宅	公営住宅	改良住宅	7・8号	154	木造	S61	単独
30	公営住宅	公営住宅	改良住宅	9・10号	154	木造	S61	単独
31	公営住宅	公営住宅	改良住宅	11・12号	154	木造	S62	単独
32	公営住宅	公営住宅	改良住宅	13・14・15号	249	木造	H3	単独
33	公営住宅	公営住宅	改良住宅	16・17号	92	木造	H4	単独
34	公営住宅	公営住宅	改良住宅	18・19・20号	259	木造	H5	単独

番号	大分類	中分類	施設名	建物名、棟名	建物延床面積 (㎡)	建物構造	建築年度	単独／複合
35	公営住宅	公営住宅	改良住宅	21・22号	93	木造	H8	単独
36	公営住宅	公営住宅	改良住宅	23・24号	168	木造	H8	単独
37	公営住宅	公営住宅	改良住宅	25・26号	167	木造	H12	単独
38	公営住宅	公営住宅	改良住宅	27・28号	167	木造	H12	単独
39	公営住宅	公営住宅	改良住宅	29・30号	97	木造	H14	単独
40	公営住宅	公営住宅	改良住宅	31・32号	139	木造	H14	単独
41	公営住宅	公営住宅	改良住宅	33・34号	139	木造	H14	単独
42	公営住宅	公営住宅	改良住宅	35・36号	167	木造	H14	単独
43	公営住宅	公営住宅	改良住宅	37・38号	166	木造	H14	単独
44	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	1・2号	150	木造	H4	単独
45	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	3・4号	150	木造	H4	単独
46	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	5・6号	150	木造	H4	単独
47	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	7・8号	150	木造	H4	単独
48	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	9・10号	150	木造	H4	単独
49	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	11・12号	150	木造	H4	単独
50	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	13・14号	150	木造	H4	単独
51	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	15・16号	150	木造	H4	単独
52	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	17・18号	150	木造	H4	単独
53	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	19・20号	150	木造	H4	単独
54	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	21・22号	150	木造	H4	単独
55	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	23・24号	150	木造	H5	単独
56	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	25・26号	150	木造	H5	単独
57	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	27・28号	150	木造	H5	単独
58	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	29・30号	150	木造	H5	単独
59	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	31・32号	150	木造	H5	単独
60	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	33・34号	150	木造	H5	単独
61	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	35・36号	150	木造	H5	単独
62	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	37・38号	150	木造	H5	単独
63	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	39・40号	150	木造	H5	単独
64	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	41・42号	150	木造	H5	単独
65	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	43・44号	150	木造	H5	単独
66	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	45・46号	150	木造	H5	単独
67	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	47・48号	150	木造	H5	単独
68	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	49・50号	150	木造	H6	単独
69	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	51・52号	150	木造	H6	単独
70	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	53・54号	150	木造	H6	単独
71	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	55・56号	150	木造	H6	単独
72	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	57・58号	150	木造	H6	単独
73	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	59・60号	150	木造	H6	単独
74	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	61・62号	150	木造	H6	単独
75	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	63・64号	150	木造	H6	単独
76	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	65・66号	150	木造	H6	単独
77	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	67・68号	150	木造	H6	単独
78	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	69・70号	150	木造	H7	単独
79	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	71・72号	150	木造	H7	単独
80	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	73・74号	150	木造	H7	単独
81	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	75・76号	150	木造	H7	単独
82	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	77・78号	150	木造	H7	単独
83	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	79・80号	150	木造	H7	単独
84	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	81・82号	150	木造	H8	単独
85	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	83・84号	150	木造	H8	単独
86	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	85・86号	150	木造	H8	単独
87	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	87・88号	150	木造	H8	単独
88	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	89・90号	150	木造	H8	単独
89	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	91・92号	150	木造	H8	単独
90	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	93・94号	150	木造	H8	単独
91	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	95・96号	150	木造	H8	単独

番号	大分類	中分類	施設名	建物名、棟名	建物延床面積 (㎡)	建物構造	建築年度	単独／複合
92	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	97・98号	150	木造	H8	単独
93	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	99・100号	150	木造	H8	単独
94	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	101・102号	150	木造	H9	単独
95	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	103・104号	150	木造	H9	単独
96	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	105・106号	150	木造	H9	単独
97	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	店舗	78	S造	S49	単独
98	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	共同作業場	123	S造	H7	単独
99	庁舎等	庁舎	役場庁舎	本庁	2,239	RC造	S51	単独
100	庁舎等	庁舎	役場庁舎	増築分	39	RC造	H14	単独
101	庁舎等	庁舎	役場庁舎	増築分	10	RC造	H23	単独
102	その他	その他	旧共同浴場		204	RC造	S63	単独
103	その他	その他	三宅町浄水場管理棟	管理棟	663	RC造	S50	単独
104	その他	その他	三宅町消防器具庫		78	S造	S53	単独
105	その他	その他	三宅町消防器具庫 (第2分団)		102	軽S造	H16	単独
106	その他	その他	消防団詰所		281	軽S造	H28	単独
107	その他	その他	消防団倉庫		122	軽S造	H28	単独
108	その他	その他	小規模多機能型居宅介護事業所		232	軽S造	S53	単独
109	その他	その他	上但馬東地区集会所	別棟集会所棟	155	RC造	S54	複合
110	その他	その他	旧伴堂老人憩の家		50	木造	S49	単独
111	その他	その他	三宅町交流まちづくりセンター M i i M o		1,882	S造	R3	複合

三宅町公共施設等総合管理計画

令和4年3月改訂

発行 三宅町

編集 〒636-0213

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂 689 番地

HP: <https://www.town.miyake.lg.jp>

TEL: 0745-44-2001 (代表)